

資料編

【資料編の目次】

1 本県の生物多様性の現状	資 - 1
2 あいち生物多様性戦略2020の数値目標達成状況	資-18
3 GBO5(地球規模生物多様性概況第5版)における愛知目標の達成状況評価	資-19
4 県政世論調査の結果	資-21
5 地域ワークショップの結果	資-24
6 生物多様性2020あいち・なごや宣言	資-29
5 策定の経緯	資-31
8 用語解説	資-33

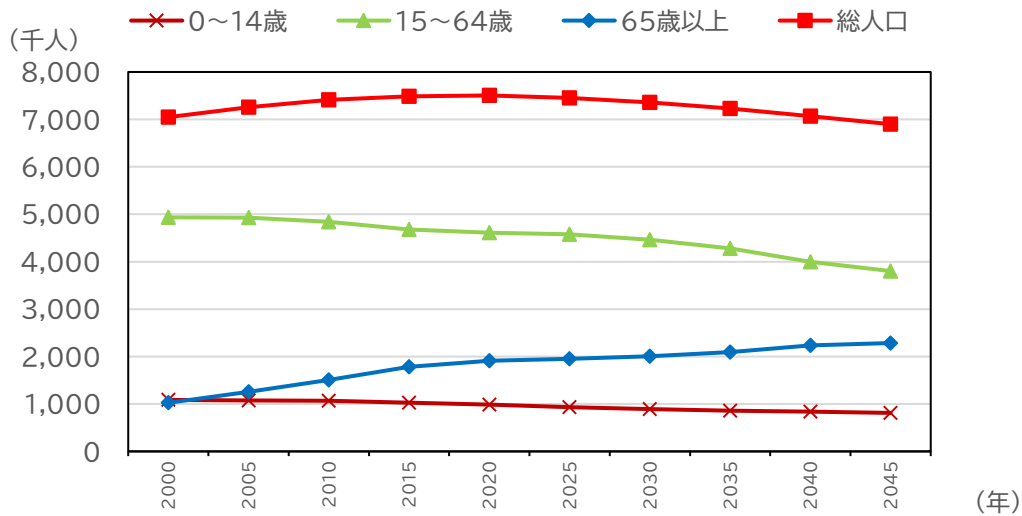
1 本県の生物多様性の現状

(1)社会的特性

①人口

国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。本県の人口は、次図のように2020年の約751万人をピークに減少に転じ、2030年には約736万人、2040年には約707万人にまで減少すると見込まれています。

これは生物多様性の保全の取組にも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっています。

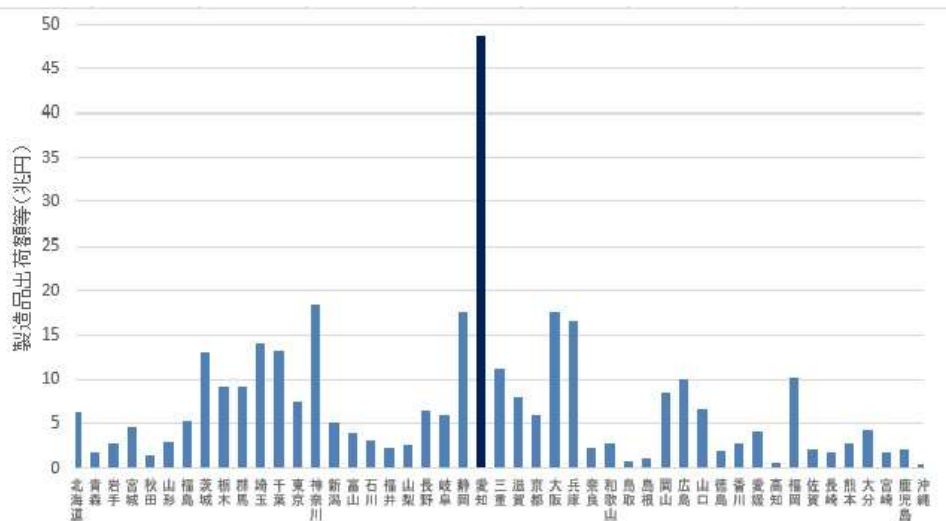


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2019年推計)」

本県の人口の推移と将来推計

②産業

自動車産業を中心に日本一の製造業の集積地であり、製造品出荷額等は、1977年以来、42年連続で全国1位と、2位以下を大きく引き離しています。また、自動車を中心とする「輸送用機械器具」をはじめ、10業種が全国シェア1位となっています。



出典：経済産業省「2019年工業統計概要版」

2018年の愛知県の製造品出荷額等

また、本県は全国有数の農業県であり、農業産出額は3,115億円(2018年)で、全国8位となっています。なかでも、花の生産は1962年以降、57年連続で日本一となっています。水産業も盛んで、内湾や外海で多様な魚介類が漁獲されています。

農業産出額

順位	2008年	2012年	2018年	2018年産出額
1位	北海道	北海道	北海道	12,593億円
2位	茨城県	茨城県	鹿児島県	4,863億円
3位	千葉県	千葉県	茨城県	4,508億円
4位	鹿児島県	鹿児島県	千葉県	4,259億円
5位	宮崎県	熊本県	宮崎県	3,429億円
6位	愛知県	愛知県	熊本県	3,406億円
7位	熊本県	宮崎県	青森県	3,222億円
8位	青森県	栃木県	愛知県	3,115億円
9位	新潟県	新潟県	栃木県	2,871億円
10位	栃木県	青森県	岩手県	2,727億円
全国	—	—	—	93,787億円

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

③土地利用

本県は、戦後の高度成長期以降、平野や丘陵地において森林や農地の宅地化が進み、その結果、生物の生息生育空間の減少や分断化が進みました。本県の地目別土地利用の推移をみると、農用地や森林、原野が減少して、道路や宅地が増加しています。

地目別土地利用の推移

年 地目	1975年(A)		2005年		2018年(B)		44年間の増減(A-B)	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	増減率(%)
農用地	106,333	21%	84,232	16%	74,900	14%	-31,433	-30%
森林	227,425	44%	220,069	43%	218,233	42%	-9,192	-4%
原野	1,087	0%	74	0%	163	0%	-924	-85%
水面・河川・水路	24,072	5%	24,065	5%	23,695	5%	-377	-2%
道路	32,358	6%	45,906	9%	41,262	8%	+8,904	+28%
宅地	62,345	12%	90,245	17%	97,239	19%	+34,894	+56%
住宅地	36,742	7%	53,197	10%	58,094	11%	+21,352	+58%
工業用地	12,351	2%	12,533	2%	12,927	3%	+576	+5%
その他宅地	13,252	3%	24,515	5%	26,218	5%	+12,966	+98%
その他	57,753	11%	51,623	10%	61,500	12%	+3,747	+6%
合計	511,373	100%	516,214	100%	516,992	100%	+5,619	+1%

出典：愛知県「土地利用に関する統計年報」

④耕作放棄地

全国的な傾向として、耕地面積が年々減少する一方、耕作放棄地面積は増加を続けており、耕作放棄地化の防止・解消が急務となっています。

愛知県では、2005年まで続いていた耕作放棄地面積の増加傾向が、2010年に初めて減少に転じましたが、2015年に再び増加しました。一方で耕作面積の減少が続いており、耕地面積に対する耕作放棄地面積の割合は増加傾向となっています。

愛知県の耕作放棄地の現状

調査年	耕地面積(ha) A		耕作放棄地面積(ha)B		割合(%) B÷A	
	全国	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県
1995	5,038,000	88,400	244,314	6,791	4.8	7.7
2000	4,830,000	85,700	342,789	8,532	7.1	10.0
2005	4,692,000	84,000	385,791	8,911	8.2	10.6
2010	4,593,000	79,100	395,981	8,378	8.6	10.6
2015	4,496,000	76,900	423,064	8,513	9.4	11.1

出典：農林水産省統計部公表 耕地及び作付面積統計・農林業センサス

(2)自然の状況

本県は、温暖な気候のもと、山地から海岸へと変化に富んだ地形・地質と、大小の河川の存在などによって、多様な自然環境を育んでいます。ここでは、本県における自然環境の現状を、地形・地質、動植物、希少野生生物、外来種の区分から概観します。

①地形地質

本県の面積は5,165km²で、全国27番目の広さを有しています。日本列島のほぼ中央に位置し、二つの半島と二つの内湾を擁し、標高0m以下の低地から1,400mを超す山地まであります。海岸総延長は約598kmで、山地と平野の間には丘陵及び段丘地形が広がり、泥炭が堆積した中間湿原や東海地方に特有の湧水湿地が点在しています。

地勢は、県南東部の豊橋市から北西の犬山市を結ぶ線を境として、その南西部には木曾三川流域に濃尾平野・尾張丘陵、矢作川流域に

岡崎平野、豊川流域に豊橋平野が発達しています。南部は知多・渥美半島が突き出して三河湾を抱き、佐久島・日間賀島・篠島などの島しょが点在しており、これらの湾奥部には干潟、藻場、浅場が分布しています。また、北東部は長野県境に位置する茶臼山を中心とする山地を形成しています。

県東部には西南日本を内帯(北側)と外帯(南側)に分ける日本最長の断層系である中央構造線が通っています。静岡県浜松市出馬あたりから本県に入り、新城市に多くの露頭を残したあと桜淵から地下に入り、渥美半島の三河湾側をかすめて、三重県の伊勢に姿を現します。

内帯には領家変成帯が分布して三河山地などをつくり、片麻岩や花崗岩類が見られます。外帯には三波川変成帯、秩父帯が分布しており、三波川帯では緑色変岩や黒色変岩、蛇紋岩が見られ、秩父帯ではチャート、千枚岩、石灰岩などが見られます。奥三河には、設楽第三紀層、設楽火山岩類が分布しています。尾張丘陵は第三紀層・洪積層からなり、尾張富士(犬山市)・小牧山(小牧市)など一部に古生層が点在しています。知多半島の野間―片名線以北は尾張丘陵の延長であり、以南は師崎層群に属する第三系・中新統よりなり、南に向かって高さを増し、先端は断崖となっています。

また、面積的にはわずかですが、石灰岩(豊橋市石巻山など)や蛇紋岩(新城市黄柳野など)が見られる場所もあります。



愛知県の地形

②動植物

○哺乳類

愛知県では、高山帯・亜高山帯植生を欠いているものの、冬には厳しく冷え込む東三河山間部から温暖な知多半島・渥美半島に至るまで多様な環境が存在しており、そこには陸・海・淡水・空に生息域を広げている哺乳類が生息しています。

愛知県には73種の哺乳類が確認されています。大型哺乳類であるツキノワグマは1980年代初頭には県内には定住個体がないほどに減少していましたが、近年では県外からの越境個体の他に、出産を伴う少数個体の生息が認められています。ニホンジカとニホンカモシカの分布も1960年代から1970年代には奥三河地方の一部に限られていましたが、現在では県東部に広く分布するようになっています。都市のビル街でもアライグマやハクビシンなどの外来種やタヌキのような在来種も分布を拡大し、生息数や分布域に変化がみられます。



ツキノワグマ



ニホンジカ



ニホンカモシカ

写真提供:子安和弘(左)、高橋伸夫(中央、右)

○鳥類

日本に自然分布する鳥の種数は、81科633種です(日本野鳥目録 改定第7版)。一方、愛知県内で確認された野生の鳥類は、74科418種で日本全体の約66%にあたります(愛知県鳥類目録(2018年2月))。県別の鳥類目録で400種を超えるのは、愛知県以外は全て外洋の島嶼を有する北海道、石川県、静岡県などであり、愛知県は鳥類相が豊かな県といえます。

本県は、高山・亜高山性の種は少ないものの、沿岸域に生息する旅鳥と冬鳥が多いことが特徴ですが、近年は沿岸部の干拓地や埋立地から湿地の環境が消失して、生息する水鳥の数が大きく減少しています。



コノハズク



コアジサン



サンバ



オンドリ



コサギ



ヤマガラ

写真提供:杉山時雄(左上)、高橋伸夫(中上、右上)

○爬虫類

愛知県で確実に繁殖、定着しているのは16種(確実な外来種1種と史前帰化が疑われる3種を含む)であり、カメ目のうち、ウミガメ類では、産卵から孵化までが確認されているのはアカウミガメのみです。

ヘビ類では、陸棲の8種が知られていますが、平野部での減少が著しく、丘陵地、山地域に偏った分布を示す種が少なくありません。

トカゲ類は、ニホンカナヘビとヒガシニホントカゲ、ニホンヤモリの3種が生息しています。



ニホンイシガメ



スッポン



ヤマカガシ

写真提供:島田知彦

○両生類

愛知県には22種類(外来種1種を含む)が生息し、その分布パターンは繁殖場所となる水域環境に強く依存しています。本県は本州の中央部に位置するため、両生類相には東日本的な要素と西日本的な要素が入り混じっているという特徴があります。



ナゴヤダルマガエル



アカイサンショウウオ



ヒガシヒダサンショウウオ

写真提供:島田知彦

○汽水・淡水魚類

愛知県には、198種の汽水・淡水魚類が生息しています。

愛知県の平野部は大きく3つに分けられ、尾張平野部に木曾川水系及び庄内川水系、西三河平野部に境川水系及び矢作川水系、更に東三河平野部に豊川水系の河川が流れています。このうち、特に木曾川、矢作川及び豊川の3水系には多様な淡水魚類が生息します。



ネコギギ



トウカイヨシノボリ



カワバタモロコ

写真提供: 荒尾一樹(左、中)、鳥居亮一(右)

○昆虫類

愛知県内の昆虫の記録種は2018年時点で10,443種であり、特にチョウ目やコウチュウ目、カメムシ目などでは、長年にわたる多くの人の手による調査により、全国的に見て精度の高い解明率となっています。一方で、昆虫相全体としては、研究者の少ないネジレバネ目やガロアムシ目、コムシ目などは記録が少なく、またハチ目やハエ目では未解明微小種が多くあり、今後の種の追加が見込まれます。昆虫相に関する各種専門誌には、毎年コウチュウ目やカメムシ目などの多くの種が記録・報告されています。



オオミズクサハムシ



クロサワドロムシ



タガメ



ハンミョウ



アサギマダラ



アオスジアゲハ

写真提供: 戸田尚希(上段の3枚)

○貝類(陸産・淡水産・内湾産)

愛知県では、陸産貝類が約150種、淡水産貝類が39種、内湾産貝類が約500種確認されています。陸産貝類は、変化に富んだ地形、地質、気候条件を反映し、本州中部の他地域と比較して豊かです。特に石灰岩質の石巻山・嵩山(豊橋市)では、ミカワマイマイなどこの地域に特徴的な陸産貝類が生息しています。

淡水貝類は、木曾川をはじめとした豊富な水源やため池により好適な地域でしたが、開発などにより生息地が消失した地域も多くあります。

内湾産貝類では、ヨシ原湿地にはその独特な環境からカワザンショウガイ科が、干潟にはムラサキイガイなど外来種が優占している地域もみられます。



ミカワマイマイ



ドブガイ



クリイロカワザンショウ



マテガイ

写真提供: 木村昭一

○クモ類

日本産クモ類は1,659種であり、このうち愛知県内では584種、日本産の約36%が生息しています。本県は、日本列島の中央に位置し、地形の変化に富み、南方系・北方系両方のクモ類が交錯して生息しています。また、海岸性のものから平野部・山地性のもの、更には洞窟性のものまで、幅広い生息場所ごとの種が見られる地域となっています。



ミカワホラヒメグモ



キノボリキヌキリグモ



アカイロトリノフンダマシ

写真提供:緒方清人

○維管束植物

日本に本来自生する維管束植物は約7,000種であり、このうち愛知県内の確認種は3,870種となっており、日本の約55%にあたります。この数は、隣接する静岡県や長野県に及びませんが、全国的にみればそれほど少ない数ではありません。その中にはミカワバイケイソウやシデコブシ、シラタマホシクサなどの東海丘陵要素植物群や、ウラジロギボウシ、ホソバシャクナゲなどの旧鳳来火山由来と考えられる植物群、ヤナギノギク、ムラサキセンブリなどの中央構造線による蛇紋岩地性植物群、ミカワコケシノブ、ミカワイワガネ、ナガバノイシモチソウ、トウノウネコノメ、ナガボナツハゼ、ハギクソウなど固有性の高い植物も多く含まれます。



ミカワバイケイソウ



シラタマホシクサ



ヤナギノギク



ホソバシャクナゲ



ムラサキセンブリ



コオニタビラコ(ホトケノザ:春の七草)

写真提供:瀧崎吉伸(上段)、森拓矢(下段)

○コケ植物

愛知県内に生育するコケ植物は、セン類が443種、タイ類・ツノゴケ類が181種報告されています。コケ植物の分布は、気温や湿度環境に大きく影響を受けるものであり、温暖多湿の豊川中下流地域は鳳来寺山や乳岩峡一帯を中心として南方系コケ類の宝庫となっている一方で、標高1,000mを超

える冷涼多湿な奥三河地域には北方系のコケ類も多く見られます。

また、平野部やその周辺の丘陵部、半島部は乾燥気味で、コケ植物の量は比較的乏しい地域となっていますが、谷筋などで微地形に着目してよく調べると、三河山とあまり遜色のない多様な種類を確認することができます。



オオミスゴケ



コセイタカスギゴケ



カビゴケ

写真提供:山内喜朗

③希少野生生物

県では、絶滅のおそれのある野生動植物の現状を的確に把握し、生物多様性の保全を推進するため、第4次レッドリストである「レッドリストあいち2020」及び「レッドデータブックあいち2020」を作成しました。

植物について、「レッドリストあいち2015」掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種の数18種増加し、その内訳は、維管束植物が17種、コケ植物1種となっています。

動物について、「レッドリストあいち2015」掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種数は27種増加し、その内訳は、哺乳類が1種、鳥類が1種、両生類が2種、汽水・淡水魚類が1種及び貝類が24種増加、クモ類が2種減少となっています。また、県内では既に絶滅した種数は8種増加しています。

レッドリストあいち2020(植物編)掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	県内 確認 種数
		絶滅 危惧 I A類 (CR)	絶滅 危惧 I B類 (EN)	絶滅 危惧 II類 (VU)	小計				
維管束植物	47 (47)	105 (90)	175 (179)	189 (183)	469 (452)	111 (115)	3 (3)	630 (617)	3,870
コケ植物	3 (3)	17 (14)	19 (22)	24 (23)	60 (59)	5 (6)	0 (0)	68 (68)	620
計	50 (50)	122 (104)	194 (201)	213 (206)	529 (511)	116 (121)	3 (3)	698 (685)	4,490

注1:表中の()内は、レッドリストあいち2015の掲載種数を示す。

注2:維管束植物及びコケ植物(セン類)の県内確認種数は「グリーンデータブックあいち2017」による。亜種、変種を含む。

注3:コケ植物(タイ類)の県内確認種数は「グリーンデータブックあいち2018」による。

出典:レッドデータブックあいち2020

【カテゴリーの説明】

絶滅(EX):本県で既に絶滅したと考えられる種

絶滅危惧 I A類(CR):ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧 I B類(EN): I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧 II類(VU):絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧(NT):存続基盤が脆弱な種

情報不足(DD):評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群(LP):地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの

レッドリストあいち2020(動物編)掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	地域 個体群 (LP)	県内 確認 種数
		絶滅 危惧 I A類 (CR)	絶滅 危惧 I B類 (EN)	絶滅 危惧 II類 (VU)	小計					
哺乳類	3 (3)	6 (6)	4 (3)	4 (4)	14 (13)	10 (10)	2 (2)	29 (28)	2 (2)	73
鳥類	3 (1)	13 (15)	25 (19)	29 (32)	67 (66)	17 (16)	0 (0)	87 (83)	2 (3)	426
爬虫類	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	16
両生類	0 (0)	4 (3)	4 (3)	1 (1)	9 (7)	5 (4)	0 (3)	14 (14)	0 (0)	22
汽水・淡水魚 類	0 (0)	8 (8)	9 (9)	9 (8)	26 (25)	6 (7)	7 (7)	39 (39)	0 (0)	198
昆虫類	14 (11)	17 (21)	31 (26)	32 (33)	80 (80)	90 (91)	30 (26)	214 (208)	0 (0)	10,443
クモ類	0 (0)	3 (3)	17 (17)	10 (12)	30 (32)	8 (6)	1 (1)	39 (39)	0 (0)	584
貝類	12 (9)	53 (55)	26 (15)	58 (43)	137 (113)	81 (61)	45 (36)	275 (219)	0 (0)	約690
計	32 (24)	104 (111)	117 (93)	143 (133)	364 (337)	218 (196)	89 (79)	703 (636)	4 (5)	約12,450

注1:表中の()内は、レッドリストあいち2015の掲載種数を示す。

注2:鳥類については、評価対象個体群ごとにランクが異なる場合は、最上位の評価区分とした。

注3:県内確認種数は「グリーンデータブックあいち2018」による(クモ類及び貝類を除く)。

出典:レッドデータブックあいち2020

④外来生物

外来生物法に定める特定外来生物うち、34種が県内で確認されています。

県内で確認された特定外来生物

分類群	種名	
植物	ミズヒマワリ、オオフサモ、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、ヒガタアシ、エフクレタヌキモ	
動物	哺乳類	アライグマ、ヌートリア
	鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
	爬虫類	カミツキガメ、ハナガメ、ハナガメとニホンイシガメとの交雑種、ハナガメとクサガメとの交雑種
	両生類	ウシガエル
	魚類	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュ、カダヤシ、ガー科
	無脊椎動物	ゴケグモ属(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ)、カワヒバリガイ属
	昆虫類	アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、アカボシゴマダラ、クビアカツヤカミキリ、ハヤトゲフシアリ

自然環境保全条例により、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(外来生物)として公表している26種は、次表のとおりです。

条例公表種一覧

種類	動物名	種類	植物名
哺乳類 (1種)	ハクビシン	維管束 植物 (11種)	スイレン属(ヒツジグサを除く)
鳥類 (1種)	コブハクチョウ		ハゴロモモ
爬虫類 (2種)	アカミミガメ		ハビコリハコベ (園芸名:グロッソスティグマ)
	ワニガメ		ナガバオモダカ
魚類 (3種)	オヤニラミ		キショウブ
	カラドジョウ		トウネズミモチ
	ナイルティラピア		ポンポンアザミ
甲殻類 (2種)	チチュウカイミドリガニ		ノハカタカラクサ
	タテジマフジツボ種群 (タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ)		モウソウチク
貝類 (3種)	スクミリンゴガイ		アツバキミガヨラン
	ホンビノスガイ		ウチワサボテン属
	サキグロタマツメタ		
昆虫類 (3種)	クワガタムシ科※		
	タイワンタケクマバチ		
	ホソオチョウ		

※ 県内在来の種または亜種、外来生物法に基づく特定外生物に指定されているクワガタを除く。

⑤野生生物の管理計画

県は、中山間地域の農林業等に深刻な被害を与えているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカの4獣について、適切な管理を実施するため「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、各種対策を推進しています。イノシシ及びニホンジカの概要は次のとおりです。

第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンジカ)の概要

項目	イノシシ	ニホンジカ
計画の対象区域	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、新城市、田原市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村の14市町村	豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の9市町村
管理目標	・農業被害等の未然防止または減少 ・個体数を削減し、生息密度の低減 ・生息分布の縮減	・農林業被害等の未然防止または減少 ・個体数を削減し、生息密度の低減 ・生息分布の縮減
捕獲目標数	1万頭程度を目安に、農業被害等を踏まえ設定	5,000頭程度を目安に、毎年度、生息状況、農業被害等を踏まえ設定
生息状況等	・1975年には、県東部の広い範囲に分布していたが、2000年以降、犬山市、幸田町、田原市と平地に近い地域まで分布を広げている。 ・2001年度に、個体数調整等及び狩猟により捕獲された頭数は1,385頭であった。近年は、年間7,000頭～9,000頭程度で推移しており、2019年度の捕獲頭数は6,650頭であった。	・生息域は、1975年頃には、長野県と静岡県の間境付近と、本宮山周辺のみであったが、その後、2000年にかけて、県東部の広い範囲に分布を拡大した。 ・2001年度に、個体数調整等及び狩猟により捕獲された頭数は432頭であった。近年は年間3,000頭～4,000頭程度で推移しており、2019年度の捕獲頭数は5,115頭であった。 ・草本類や低木類など林床植生が衰退または消失した区域が拡大し、土砂の流出、森林生態系への影響が懸念されている。

⑥ツキノワグマの対応

県では、ツキノワグマによる人身被害等を未然に防止するため、2006年度からツキノワグマの出没状況や遭遇しないための心得、ドングリの豊凶調査結果等をインターネットに掲載し、山間地域の住民及び出没地域に行楽で出かける県民などに広く注意を呼びかけています。

県内のツキノワグマ目撃件数の推移(2021年1月末現在)

年度	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020
出没数	70※1	12	5	9	6	27※2	22

※1 過年度で最大の出没件数 ※2 人身被害1件を含む。

出典：愛知県環境局自然環境課資料

⑦傷病野生鳥獣の保護

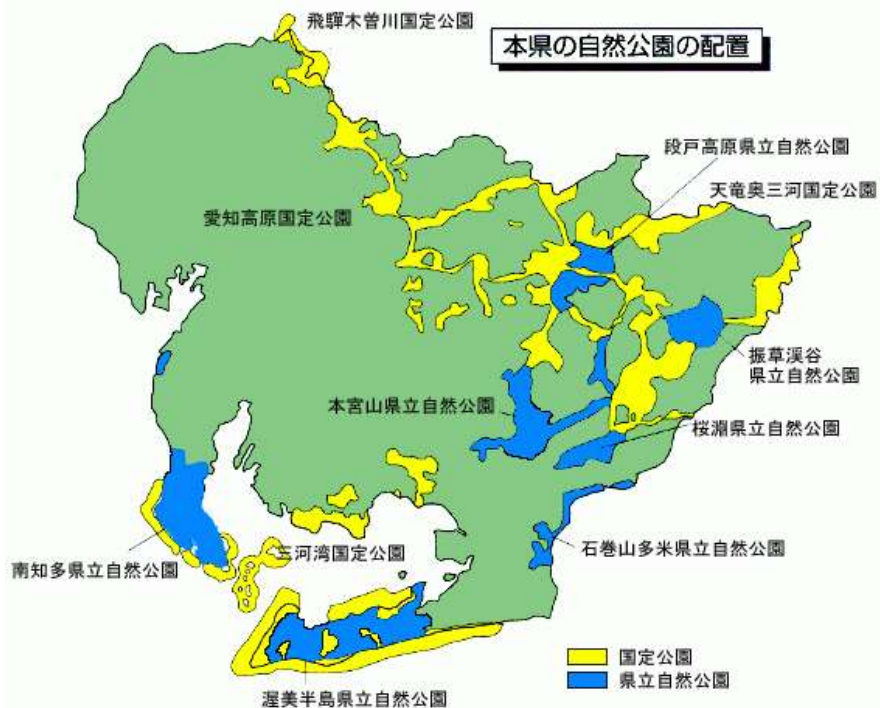
弥富野鳥園(弥富市)を鳥類保護センターに位置づけ、傷病鳥の保護や野鳥観察などを通じた鳥類保護思想の普及啓発を行っています。また、同センターは野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護及び管理の拠点施設となっています。

(3)自然の保全などの状況

①自然公園

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類がありますが、愛知県には4つの国定公園と7つの県立自然公園が指定されています。県内の自然公園の陸域総面積は88,881haで、県土面積の約17.2%を占めています。

これらの自然公園では、その特性に応じて、主に風致景観の保護のための「規制計画」と主に自然休養・野外リクリエーションの場としての利用増進等のための「施設計画」が定められています。



本県の自然公園の配置

本県の自然公園の一覧

公園名(指定年月)	区域面積(ha)	概況
国定公園	三河湾 (1958.4)	知多・渥美半島に囲まれた三河湾と湾内の十数の島々が中心となった地域。海食崖が見られる。
	飛騨木曾川 (1964.3)	愛知・岐阜両県にまたがり、飛騨川及び木曾川並びにその周辺の山地を景観の主体とする。
	天竜奥三河 (1969.1)	愛知、長野、静岡の3県にまたがり、天竜川を中心とした河川風景と茶臼山等の山岳風景からなる。
	愛知高原 (1970.12)	奥三河地域の北部山岳地帯から尾張地方北東部丘陵地帯までの、東海自然歩道沿いの地域。
	計	49,817
県立自然公園	渥美半島 (1968.5)	渥美半島の三河湾国定公園に隣接する内陸部一帯を占めており、海岸部及び内陸部の農業地帯が主な景観。
	南知多 (1968.5)	知多半島の三河湾国定公園に隣接する内陸部一帯を占めており、海岸部、農業地帯が主な景観。
	段戸高原 (1969.3)	段戸山一帯から出来山に連なる標高1,000m余の高原地帯。
	振草渓谷 (1969.3)	大千瀬川(通称「振草川」)及び支流の御殿川等による渓谷景観と明神山等の山岳景観を併せ持つ。
	本宮山 (1969.3)	本宮山の山地景観と、闇苅国有林の渓谷景観、寒狭川の溪流景観からなる。
	桜淵 (1969.3)	随所に浸食地形を形成して渓谷美を作る豊川と、川沿いの森林地帯からなる。
	石巻山多米 (1969.3)	静岡県との県境を走る弓張山系一帯の地域で、稜線部からの眺望が優れている。
	計	39,064
合計	88,881	

出典:愛知県環境局自然環境課資料

②自然環境保全地域

自然環境保全条例に基づき、自然公園の区域以外に残されている天然林、貴重な動植物の生息地・自生地、特異な地形などの優れた自然環境を有している地域を愛知県自然環境保全地域に指定し、自然環境の保全を図っています(15地域 292.11ha)。



本県の自然環境保全地域の配置

愛知県自然環境保全地域の一覧

名称	所在地	面積(ha)	特質(主な種等)	指定年月
1.蓮華寺寺叢	あま市	2.21	木曾川の自然堤防と常緑広葉樹林(イチイガシ、シャシャンボ)	1975.1
2.田之士里湿原	豊田市	2.78	中間湿原特有の生態系(モウセンゴケ、サギソウ、ハツチョウトンボ)	1975.1
3.小牧大山	小牧市	46.06	典型的な暖帯性植生であるシイ・カシ類の常緑広葉樹林(シイ、カシ、タブ)	1976.10
4.青鳥山	西尾市	1.62	はんれい岩地帯の特異な地質(ペグマタイト、電気石、ザクロ石)	1976.10
5.吉祥山	豊橋市 新城市	20.15	中央構造線の三波川変成帯の路頭	1976.10
6.伊熊神社社叢	豊田市	4.75	自然の状態が保たれたモミ・カシの針広混交林(コアサダ、ユズリハ、陸貝)	1977.4
7.小堤西池	刈谷市	5.83	県の花カキツバタが自生する池	1978.3
8.大沼	豊根村	15.13	暖帯のカシ林から温帯のブナ林まで見られる変化に富んだ植生(ブナ、ウラジログシ、アサダ)	1978.3
9.白鳥山	設楽町	13.61	水晶の晶洞と特異な植生(コウヤマキ、寒地性のコケ)	1979.3
10.茅原沢	岡崎市	14.36	県内で稀なヒメシャラの自生地(ヒメシャラ、オオズミ)	1984.3
11.壺町田湿地	武豊町	1.23	砂礫の湧水湿地の植物群落等(シロバナナガバノイシモチソウ、ミミカキグサ)	1999.2
12.山中八幡宮	岡崎市	5.50	常緑広葉樹林の社叢とヒメハルゼミの生息地(ルリミノキ、オオフユイチゴ)	2004.2
13.海上の森	瀬戸市	127.85	東海丘陵要素植物群が見られる里山林と貧栄養湿地(シデコブシ、トウカイコモウセンゴケ)	2006.3
14.東谷山	名古屋市	27.67	名古屋市北東部に残る自然度の高い常緑広葉樹林及び湿地植物群落(シイ、シデコブシ)	2010.4
15.砦山	豊根村	3.36	モミ、ツガ、ヒノキの巨木が並ぶ古くからの伝説の地	2010.4
計15地域	13市町村	292.11		

出典:愛知県環境局自然環境課資料

③緑被の推移

緑被面積^{*}は、2004年から2016年の12年間で、都市計画区域で8,684ha、市街化区域で7,678ha減少しています。緑被率は、都市計画区域で3.3%、市街化区域では7.1%減少しています。

※ 樹林地等、竹林、果樹園、草地等、水田、畑等、水面、裸地の合計面積

緑被面積・緑被率の推移

区分		2004年	2010年	2016年
都市計画区域	緑被面積(ha)	193,037	188,487	184,353
	緑被率(%)	55.3	53.3	52.0
市街化区域	緑被面積(ha)	22,330	17,335	14,652
	緑被率(%)	20.1	15.4	13.0

出典:愛知県都市整備局公園緑地課資料

④道路緑化

街路樹などの緑化施設は、生きものの移動経路となりうるものであり、特に都市化が進んだ地域においては、生態系ネットワークの形成に重要な役割を持っています。

県が管理する道路では、17.0%(2019年現在)が緑化されています。

県管理道路の緑化状況

年度	2003	2008	2012	2019
道路管理延長(km)	4,551	4,621	4,628	4,623
緑化面積(m ²)	1,053,404	1,189,506	1,176,812	1,172,469
緑化実延長(km)	670	762	764	785
道路管理延長に対する(%)	14.7	16.5	16.5	17.0

出典:愛知県建設局道路維持課資料

⑤指定希少野生動植物種

自然環境保全条例に基づき、18種類の動植物を指定希少野生動植物種に指定しています。

愛知県の指定希少野生動植物種(動物)

 <p>コノハズク(鳥類) 撮影:山本晃</p>	 <p>アカウミガメ(爬虫類) 撮影:NPO法人表浜ネットワーク</p>	 <p>ナガレタゴガエル(両生類) 撮影:山上将史</p>
 <p>アカハライモリ渥美種族 (両生類)</p>	 <p>ミカワサンショウウオ (両生類)</p>	 <p>ウシモツゴ (淡水魚類)</p>
 <p>ヒメヒカゲ(昆虫類)</p>	 <p>ミカワホラヒメグモ(クモ類)</p>	 <p>オモイガケナマイマイ(貝類) 撮影:木村昭一</p>

愛知県の指定希少野生動植物種(維管束植物)

		
キンセイラン	ハギクソウ	ヤチヤナギ
		
ナガバノイシモチソウ	シロバナナガバノイシモチソウ	エンシュウツリフネ
		
ナガボナツハゼ	ウラジロギボウシ	イワナシ

⑥生息地等保護区

自然環境保全条例に基づき、指定希少野生動植物種として指定する種のうち特に生息生育地の保全を必要とする種について、生息地等保護地区を指定しています。

生息地等保護地区の指定状況

名称	面積(ha)	指定年月
田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	約0.49	2012
田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	約0.01	2012
キンセイラン生育地保護区(北設楽郡設楽町)	約1.3	2016
エンシュウツリフネ生育地保護区(北設楽郡豊根村)	約0.03	2016

出典:愛知県環境局自然環境課資料

⑦天然記念物

文化財保護法や県の文化財保護条例では、わが国や郷土の自然を理解するうえで学術的に貴重な動植物やその生息地、自生地を「天然記念物」として指定しています。

天然記念物の指定状況

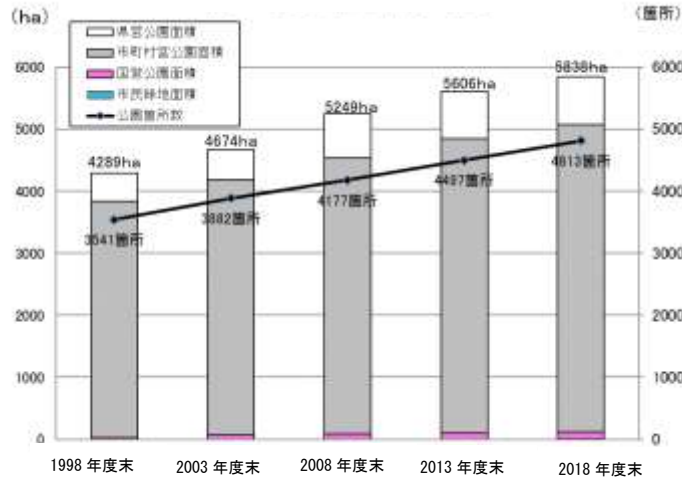
指定	動物	植物	地質・鉱物	合計
国指定	7	16	3	26
県指定	5	53	6	64

出典:愛知県県民文化局文化芸術課文化財室資料

⑧公園緑地

愛知県の都市公園等は、箇所数4,813箇所、面積は約5,838haとなっています(2019年3月末現在)。10年前と比較すると、636箇所、約589haの増加となっています。

また、一人当たり都市公園面積は約7.79m²/人となっています。



出典:愛知県都市整備局公園緑地課資料

都市公園等面積・箇所数の推移

⑨ラムサール条約登録湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)は、国際的に重要な湿地を登録して、その保全とワイズユーズ(賢明な利用)を図るものです。本県では、藤前干潟と東海丘陵湧水湿地群の2カ所が登録されています。

ラムサール条約登録湿地一覧

条約湿地名	所在地	登録年月日	面積(ha)	湿地の特徴	保護の形態
藤前干潟	名古屋市 飛島村	2002.11.18	323	河口干潟、シギ・チドリ渡来地	国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区
東海丘陵湧水湿地群	豊田市	2012.7.3	23	非泥炭性湿地(貧栄養性湿地)、シラタマホシクサ等の生育地、ヒメタイコウチ等の生息地	愛知高原国定公園特別地域

出典:愛知県環境局自然環境課資料

⑩鳥獣保護区

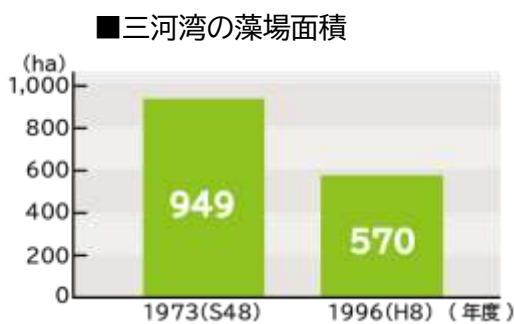
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区を指定しています。

鳥獣保護区の指定状況

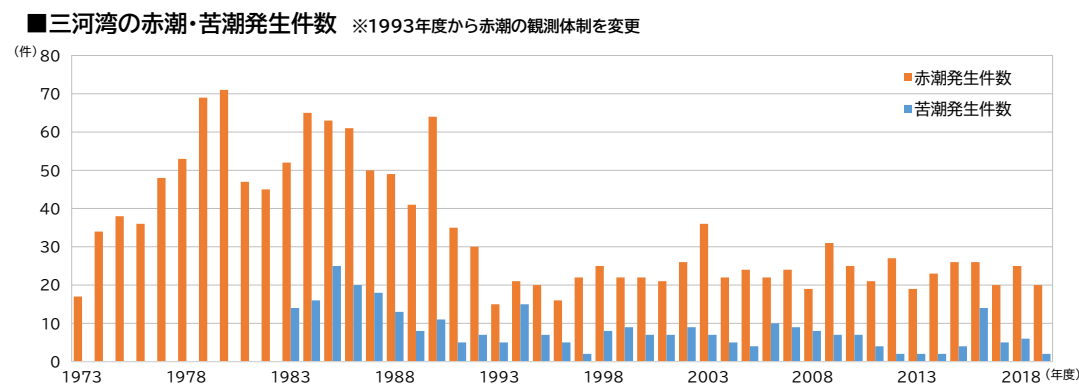
区分	箇所	面積(ha)	概要
国指定鳥獣保護区	1	770	鳥獣保護区: 区域内で、狩猟が禁止される。農業被害のための有害鳥獣の捕獲等は許可を受ければ可能。 特別保護地区: 鳥獣保護区内の指定された地区で、一定の開発行為が規制される。
うち特別保護地区	1	323	
県指定鳥獣保護区	67	19,496	
うち特別保護地区	4	439	

出典:愛知県環境局自然環境課資料

⑪三河湾の現状



出典：第2回自然環境保全基礎調査・海域調査報告書(環境庁1980)
第5回自然環境保全基礎調査・海辺調査(環境庁1998)



出典：愛知県環境局水大気環境課資料

⑫三河湾環境再生プロジェクト

県では、三河湾の再生に向けた取組「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」を推進しています。このプロジェクトでは、「干潟・浅場・藻場の保全・造成を行うこと」、「多くの人々に三河湾に関心を持ってもらうこと」の2つの目標を掲げています。

県民、市民団体、市町村等及び県が一体となって、三河湾の環境再生に向けた取組の気運を高めるため、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」と連携・協働して、三河湾の環境について関心を深める各種取組を実施しています。

■干潟・浅場・藻場の保全・造成の取組



アマモ場の保全活動(蒲郡市)



干潟・藻場の造成



漁業者による干潟の耕うん(西尾市)

干潟・浅場の造成の状況

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
面積	4.8ha	6.4ha	4.8ha	4.6ha	5.3ha	5.0ha
場所	西尾・田原	田原	田原	田原	西尾・田原	西尾・田原

2 あいち生物多様性戦略2020の数値目標達成状況

A 生態系ネットワークの形成

	項目	数値目標	目標年次	実績(2019年度)
①	自然環境保全地域の指定	15か所 → 18か所	2020	15か所
②	鳥獣保護区の面積	現状維持	2020	19,496ha
③	生息地等保護区の指定	2か所 → 4か所	2016	4か所
④	緑の基本計画の策定	都市計画区域内全市町村	2020	49/51市町村

B 経済と生物多様性の調和

	項目	数値目標	目標年次	実績(2019年度)
⑤	多面的機能を発揮するための森林整備の実施	毎年4,000ha	2020	2,820ha
⑥	地域等が共同で行う農地の多面的機能維持活動の実施	活動面積 32,460ha	2020	33,524ha
⑦	生物多様性の保全や環境に配慮した農業用施設の整備	59地域 → 100地域	2015	2015年度達成
⑧	都市公園などにおける「ふるさとの森づくり」の実施	延べ20か所	2020	18か所
⑨	県営都市公園における生物多様性の保全・再生・創出に向けた計画の作成	7公園	2020	2公園
⑩	油ヶ淵の水質改善	COD7.6mg/L → 6.0mg/L	2020	8.1mg/L
⑪	都市計画区域における緑被の減少速度の半減	都市計画区域:800ha/年(1992~2004年度) → 400ha/年	2011~2020	都市計画区域:827ha/年(2011~2016)
⑫	環境保全や防災などに資する都市公園の整備や「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」の実施による樹林や芝などの緑の確保や創出	350ha	2020	355.9ha(2018年度)
⑬	地域の生態系ネットワーク協議会の設立	3協議会 → 9協議会	2017	9協議会
⑭	自然環境の保全と再生のガイドラインのチェックシート活用事例	年間100件	毎年	105件
⑮	エコファーマーの育成	新規累計認定者数 5,600人	2020	5,703人
⑯	GAP手法の導入	108産地等 → 120産地等	2015	達成済
⑰	県産木材の生産量増大	18万m ³ /年	2020	13.9万m ³ /年
⑱	地域等で取り組む森林保全活動の実施	実施面積200ha	2020	204ha
⑲	適正管理により多面的機能を発揮させる漁場	保全活動面積2,400ha	2020	5,323ha
⑳	栽培漁業センターにおける放流種苗の生産尾数	毎年28,700千尾・個	2020	29,248千尾
㉑	水産エコラベル認証件数	延べ2件	2015	2件
㉒	生産性を向上する魚礁の整備	2か所	2015	3か所
㉓	干潟・浅場の造成	毎年5ha	2020	5.0ha

C 野生生物の保護と管理

	項目	数値目標	目標年次	実績(2019年度)
②④	指定希少野生動植物種の指定	11種 → 17種	2020	18種
②⑤	県と生息域外保全協定を締結する施設	2施設 → 4施設	2020	2施設

D 生物多様性の価値の共有

	項目	数値目標	目標年次	実績(2019年度)
②⑥	県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	47.6% → 75%	2020	51.2% (2020年度)


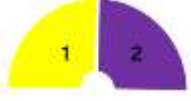

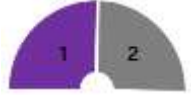

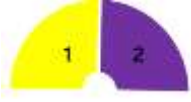


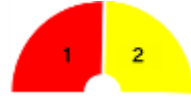
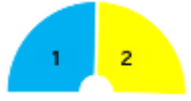




E 多様な主体の参加と協働

	項目	数値目標	目標年次	実績(2019年度)
②⑦	県営都市公園において市民団体などが主体的に取り組む生物多様性に関する活動	570回/年 → 630回/年	2020	2,470回/年
②⑧	弥富野鳥園の来園者数	年67,000人以上	2020	57,401人
②⑨	NPOなどが実施する生物多様性を保全する活動の支援	毎年100団体以上	2018	104団体
③⑩	いいともあいち運動を知っている人の割合	19.6% → 25%	2020	22.1% (2018年度)
③⑪	生物多様性地域戦略を策定する県内市町村数	全市町村	2020	10/54市町村
③⑫	生物多様性自治体ネットワークに参加する県内市町村数	全市町村	2020	54/54市町村

備考:網掛けは目標達成している項目、「-」は調査を実施していない年度

3 GBO5(地球規模生物多様性概況第5版)における愛知目標の達成状況評価

愛知目標	評価	■ 既に達成 ■ 2020までに達成見込み ■ 進捗したが未達成 ■ 変化なし ■ 後退 ■ 不明
目標1 遅くとも2020年までに、(1)生物多様性の価値及び(2)それを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を人々が認識する。		目標2 2020年までに、生物多様性の価値が、(1)国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や(2)計画プロセスに統合され、適切な場合には(3)国家勘定や(4)報告制度に組み込まれている。
目標3 遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化または回避するために、(1)補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、または改革され、また、(2)生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。		目標4 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、(1)持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、またはそのための計画を実施しており、また、(2)自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
目標5 2020年までに、(1)森林を含む(2)自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、(3)それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。		目標6 2020年までに、(1)すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、(2)それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、(3)絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、(4)資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。

<p>目標7 2020年までに、(1)農業、(2)養殖業、(3)林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。</p> 	<p>目標8 2020年までに、(1)生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで、(2)過剰栄養などによる汚染が抑えられる。</p> 
<p>目標9 2020年までに、(1)侵略的外来種及び(2)その定着経路が特定され、(3)優先順位付けられ、優先度の高い種が制御または根絶される。また、(4)侵略的外来種の導入または定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。</p> 	<p>目標10 2015年までに、気候変動または海洋酸性化により影響を受ける(1)サンゴ礁、(2)その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。</p> 
<p>目標11 2020年までに、少なくとも(1)陸域及び内陸水域の17%、(2)また沿岸域及び海域の10%、(3)特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、(4)効果的、衡平に管理され、(5)かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、(6)より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。</p> 	<p>目標12 2020年までに、(1)既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、(2)それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。</p> 
<p>目標13 2020年までに、(1)作物、(2)家畜及び(3)その野生近縁種や、(4)社会経済的、文化的に貴重な種の遺伝子の多様性が維持され、また、(5)その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。</p> 	<p>目標14 2020年までに、(1)生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、(2)その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。</p> 
<p>目標15 2020年までに、(2)劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、(1)生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。</p> 	<p>目標16 2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、(1)国内法制度に従って施行され、(2)運用される。</p> 
<p>目標17 2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を(1)策定し、(2)政策手段として採用し、(3)実施している。</p> 	<p>目標18 2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、(1)尊重され、(2)国内法制度及び関連する国際的義務に従って条約の実施に完全に組み入れられ、(3)これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて反映される。</p> 
<p>目標19 2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が(1)向上し、(2)広く共有され、移転され、適用される。</p> 	<p>目標20 遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。(特定のターゲット:(1)途上国への国際的な資金フローを倍増すること;(2)国内の優先事項または開発計画に生物多様性を含めること;(3)国内の支出、ギャップ、優先事項について報告すること;(4)国の財政計画を策定するとともに生物多様性の多面的な価値について評価すること;(5)国内の資金源を動員すること)</p> 

※訳文は環境省訳を参照

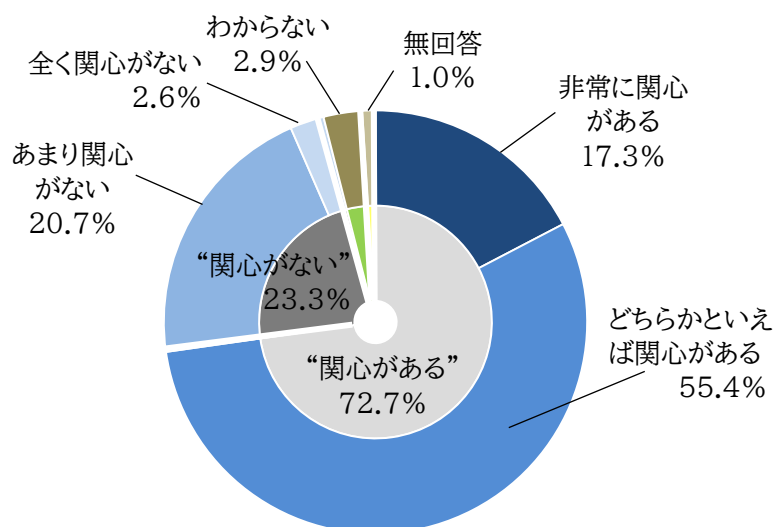
4 県政世論調査の結果

<調査概要>

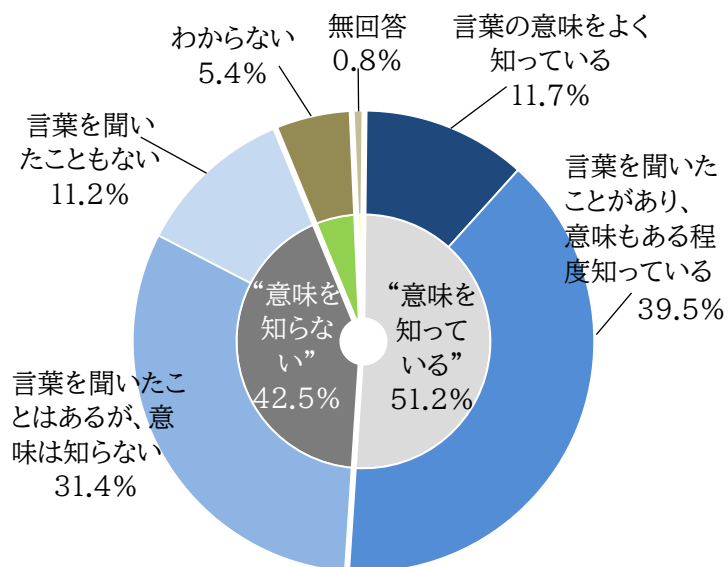
調査地域 愛知県
 調査対象 県内居住の 18歳以上の男女
 標本数 3,000人
 抽出方法 層化二段無作為抽出法
 調査方法 郵送法
 調査期間 2020年7月1日から7月20日まで
 標本数 3,000人
 回収数 1,695人(56.5%)

<調査結果:調査項目 自然・いきものについて(問1～問5)>

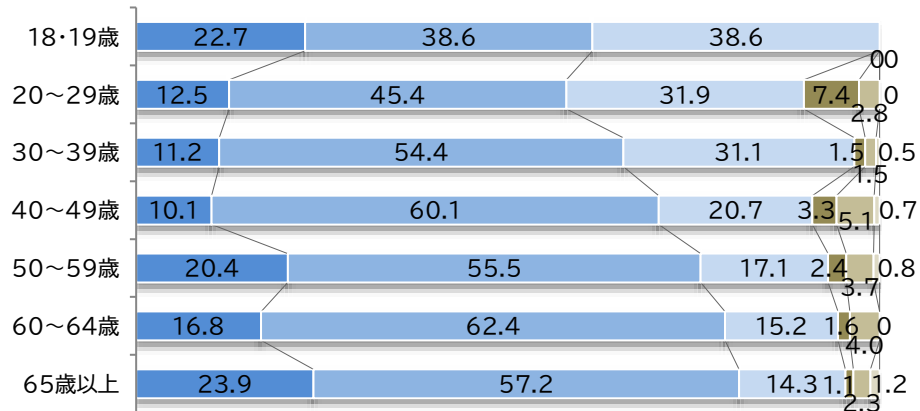
問1 あなたは、自然に対してどの程度関心がありますか。【〇は1つ】



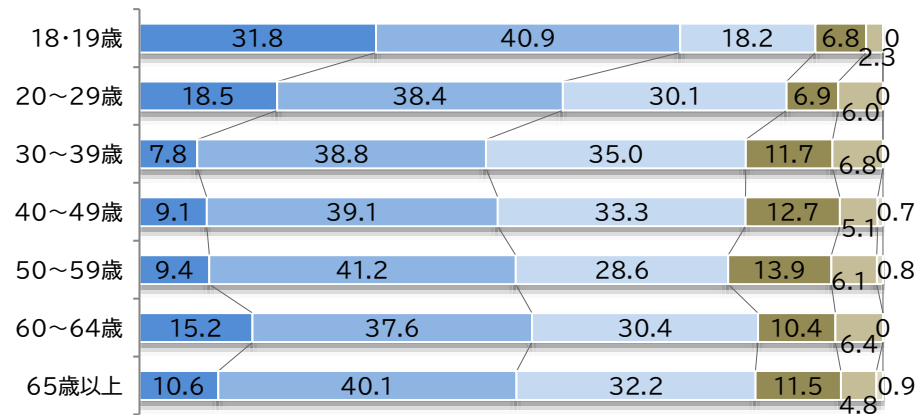
問2 「生物多様性」とは、多種多様な生きものが互に関わりあい、支え合って生きていることをいいます。あなたは、「生物多様性」という言葉をどの程度知っていますか。【〇は1つ】



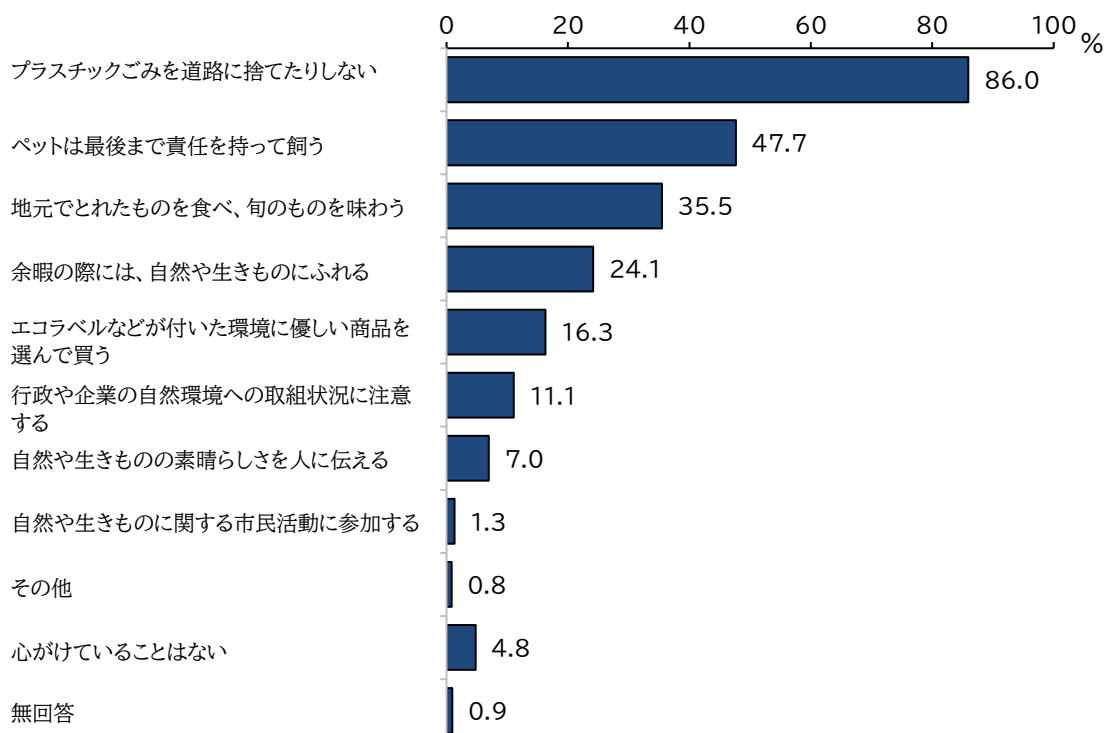
【参考】問1の年齢別集計



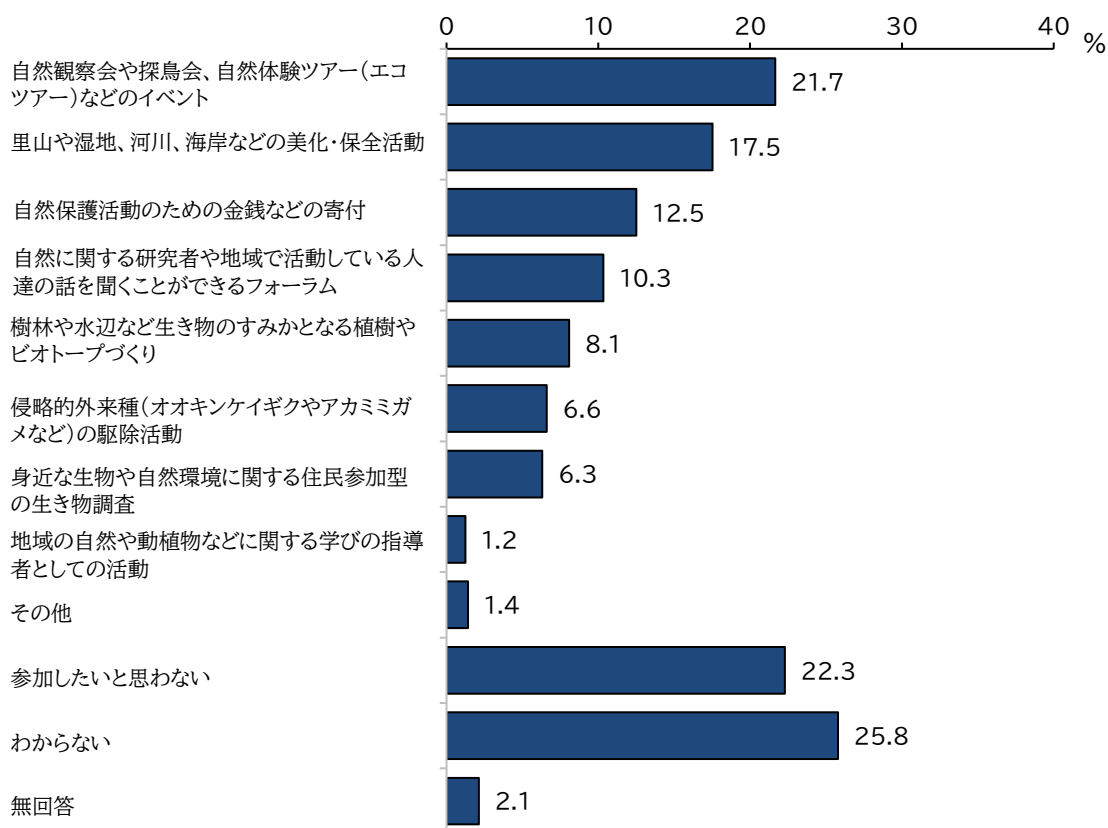
【参考】問2の年齢別集計



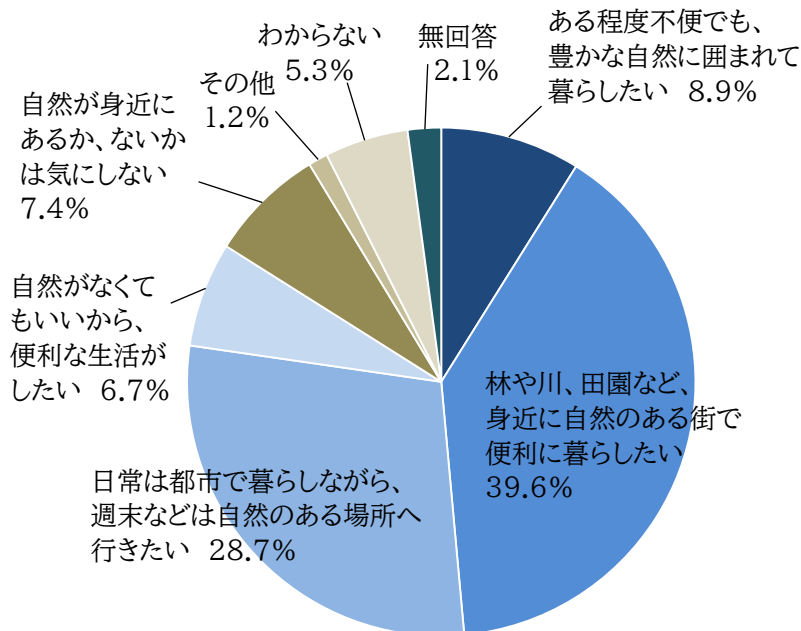
問3 わたしたちの日常生活のあり方も「生物多様性」と関係があります。あなたが日常の行動で心がけていることは何ですか。【〇は複数可】



問4 「生物多様性」の保全のため、県内各地で様々な活動が行われています。あなたは、どのような活動に参加したいと思いますか。【〇は複数可】



問5 あなたは将来、どのように自然と関わりながら生活していきたいと思いますか。【〇は1つ】



5 地域ワークショップの結果

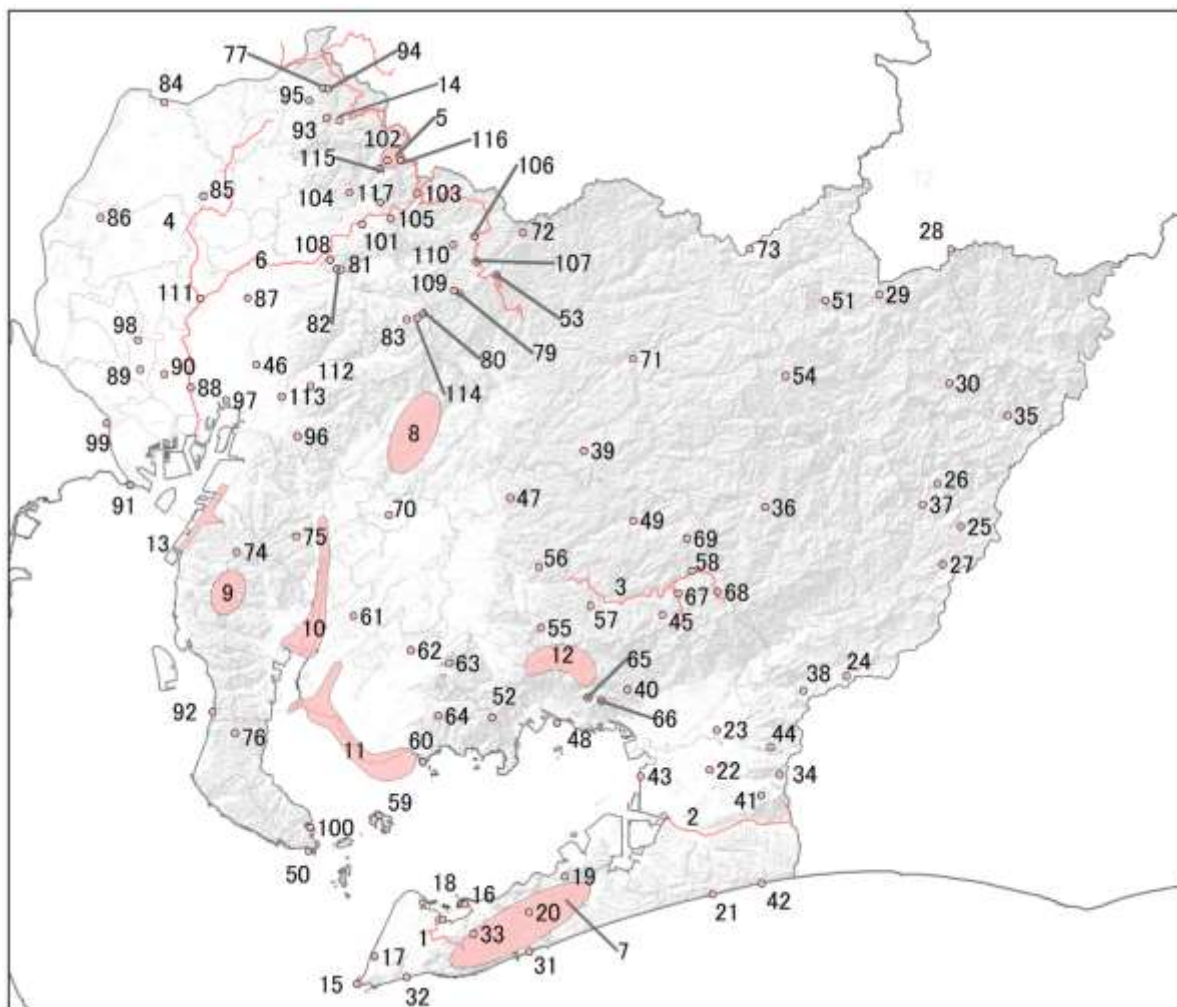
本戦略の検討にあたり、県内の各地域で生物多様性保全活動に取り組む方や一般の県民等の参加により、計3回、ワークショップを開催しました。残したい場所、大切にしたい場所などとして全部で265か所があげられ、参加者同士で保全方法や課題などを意見交換しました。

<ワークショップのテーマ>

テーマ①:地域の「伝えたい・残したい自然」について

テーマ②:どのように伝え、残していくのか

実施回	対象地域	開催日	会場
第1回	東三河	2020年1月25日(土)	豊橋商工会議所
第2回	知多・西三河	2020年2月1日(土)	岡崎市南部市民センター分館
第3回	尾張	2020年2月2日(日)	あいち環境学習プラザ



地域ワークショップで「伝えたい・残したい自然」などとしてあげられた主な場所

次代に「伝えたい・残したい自然」あいちの自然

No	地名・場所等	概況
1	免々田川(田原市)	ゲンジボタルやニホンイシガメ等の在来種の生息地。モウソウチクを活用した竹炭による水質浄化の取組。
2	梅田川流域(豊橋市)	河口部の干潟。鳥類の生息場。日本で初めてヒガタアンの根絶に成功。
3	男川、乙女川(岡崎市)	ネコギギの生息地で、岡崎ゲンジボタル発生地として国指定の天然記念物に指定されている。
4	五条川	愛知県西部を流れる一級河川。沿川の桜が有名であるが、カラコギカエデ等、丘陵の湿地性植物も見られる。
5	東海自然歩道(犬山市、小牧市、春日井市、瀬戸市、豊田市、設楽町、新城市)	新城市から犬山市にかけて続く東海自然歩道沿いには、豊かな自然環境と生物が見られる。
6	庄内川	尾張地域を代表する河川。下流には汽水域、干潟など貴重な自然環境が存在する。
7	田原の山林(田原市)	渥美半島は、渡り鳥にとっての重要な中継地。タカの渡り観察場としても良く知られている。
8	小森林とため池群(刈谷市、みよし市、豊田市)	東部丘陵要素の南西端の生育地。知多とのつながりを考える上で重要な地域。
9	常滑北部のため池群と谷津田(常滑市)	多様な生物が生息する良い環境が残されているが注目度は低い。開発、乾田化などが危惧される。
10	衣浦湾一帯(三河湾北西部)	シギ・チドリの生息地、コアジサシの繁殖地。
11	一色干潟～矢作川河口と周辺の水田地帯	シギ・チドリ類、カモ類の生息地。乾田化や麦作などによる湿地環境の減少が懸念される。
12	扇子山(桑谷山)、五井山など(岡崎市、蒲郡市)	サンバ、ハチクマ、各種ワシタカ類の西三河最大の渡り中継地点。アサギマダラも見られる。
13	知多グリーンベルト(知多市)	ビオトープ整備、外来生物の駆除活動、アニマルパスウェイ新設等の取組を実施。
14	築水池周辺と湿地(春日井市)	東海丘陵湿地。イノシシ増加による湿地の劣化が課題。
15	伊良湖岬(田原市)	鳥類の渡りのポイントであり、特に全国有数のタカ類の渡り中継地点。
16	伊川津(田原市)	干潟。鳥類や貝類の生息場所、海浜植生が見られる。
17	いらご さららパーク(田原市)	渥美半島の自然が凝縮されている。ハギクソウ保全地がある。
18	福江湾(田原市)	弁財ヶ浜の干潟。
19	衣笠山(田原市)	樹林地の自然環境が残る。水路には、マツカサガイが生息。
20	サンテパルクたはら(田原市)	農業公園。緑地や取組の拠点。
21	伊古部・高塚の砂丘(豊橋市)	海浜の自然が残る。
22	豊橋公園(豊橋市)	自然観察・啓蒙の場所としての活用が期待される。一方で、外来植物メリケントキンソウの増加が懸念される。
23	豊川の豊川放水路との分岐点(豊川市)	イカルチドリなど鳥類の生息場所。
24	中宇利の蛇紋岩地(新城市)	特殊な地質、植生などが見られる。
25	大島ダム(新城市)	ヤマセミ、ミサゴ、クマタカの生息地。
26	鳳来湖(新城市)	クマタカ、ハヤブサ、ミサゴの生息地。
27	阿寺の七滝(新城市)	すぐれた自然景観であり、日本の滝100選に選ばれているほか、国の名勝及び天然記念物にも指定。
28	茶臼山(豊根村)	ブナの原生林など自然度の高い植生が残る。シカの食害が問題。
29	面ノ木峠(設楽町)	ブナの原生林。ブナ林の天然更新が課題。良好な湿地が残り、多様な生物が生息する。
30	東栄町振草(東栄町)	ヤイロチョウが生息する。
31	赤羽根海岸(田原市)	アカウミガメの産卵地。ただし、産卵数は減少傾向であり、対策が必要。
32	掘切海岸(田原市)	ハマセンダン(ミナミセンダン)の分布の北限。外来のウチワサボテンの林がある。
33	渥美半島横断ハイキングコース「あつみトレイル」(田原市)	ウバメガシ群落、クチナン等の植物、タカの渡りなど良好な自然環境が見られる。NPOが整備活動を実施。
34	朝倉川ビオトープ(豊橋市)	生きもののサンクチュアリを目指したビオトープづくりを実施。ヒメタイコウチの生息地。イノシシによるかく乱などの弊害が発生。
35	のき山学校(東栄町)	旧東部小学校の利活用。奥三河東の自然を活かした体験活動を実施。
36	長ノ山湿原・ため池(新城市)	中間湿原。アカハライモリ、ハッチョウトンボ、トキソウ、ミミカキグサ、各種カエル等多様な生物が生育・生息。
37	愛知県民の森及びその周辺(新城市)	鳳来寺県有林地内。アカハライモリ、トウカイナガレホトケドジョウ、各種カエル等多様な生物が生育生息する。

第1章 戦略の基本的事項

第2章 現状と課題

第3章 基本的な考え方

第4章 行動計画

第5章 地域への展開

第6章 推進の仕組み

資料編

No	地名・場所等	概況
38	大原調整池(五葉湖)(新城市)	人口湖であるが、森と湖から成る美しい景観や自然がある。保全活動も活発。
39	松平東照宮(豊田市)	各種カエル(トノサマガエル、アマガエル、ヤマアカガエル、ヌマガエル等)が確認できる。
40	東三河ふるさと公園(豊川市)	一部に草地があり、カヤネズミが生息する。トンボ類、アサギマダラ、鳥類の生息場。自然観察会の拠点となっている。
41	葦毛湿原とその周辺の湿地群(豊橋市)	湧水性の湿地であり、貴重な生態系が成立している。植生回復のための試みを実施している。
42	表浜(田原市)	太平洋岸の海浜植物群。砂浜、段丘、海食崖の地形景観がある。
43	六条潟(豊川河口域)(豊橋市)	アサリ、ハマグリ的一大産地。
44	石巻山(豊橋市)	石灰岩地ならではの植生があり、特異的な陸産貝類が見られる。
45	鳥川(岡崎市)	天然のゲンジボタルが生息し、貴重な鑑賞スポットとなっている。
46	熱田神宮の社寺林(名古屋市熱田区)	都市内の貴重な緑地であり、保存樹木となる大径木も多い。
47	おかざき自然体験の森	田んぼやビオトープ整備の取組を通して、様々な自然体験プログラムを提供している。
48	竹島(蒲郡市)	亜熱帯性植生が見られる。潮干狩りができる場所。海岸は鳥類(トビ、ユリカモメ、カモ類)の生息場。
49	片野ササユリの里(豊田市)	「松嶺ささゆり保存会」が、ささゆりを保護しながら育成している。
50	知多半島(常滑市)	三河山地から知多半島先端部にかけては、タカの渡り地点でもある。
51	名倉湿原(設楽町)	小規模の泥炭湿原が存在(戦後、水田化により縮小)。
52	三ヶ根山(幸田町)	自然景観に富む。野鳥と樹木、アサギマダラが生息。
53	猿投山(瀬戸市)	豊かな自然が残り、巨木群が見られる。多様な野鳥の生息地である。山岳会による保全活動が行われている。
54	段戸裏谷(設楽町)	段戸湖は人口湖であるが、景観が美しい。周辺の段戸裏谷は原生林(きららの森)。オーバーユースが懸念される。
55	桑谷展望園地(岡崎市)	タカの渡りの拠点。湧水に多様な生物が見られる。
56	岡崎中央総合公園(岡崎市)	自然が豊かで、自然観察の拠点。休耕田を活用したビオトープ整備を実施。
57	北山湿地(岡崎市)	湧水湿地の一つで、岡崎市条例の自然環境保護区に指定されている。
58	絆の森事業ビオトープ(岡崎市)	ビオトープ整備の取組を実施。
59	佐久島(西尾市)	シギ・チドリ類、ガン・カモ類等の渡りの中継地・越冬地。自然度の高い水辺が残る。3種のウが観察できる。
60	宮崎海岸(西尾市)	タカ類の渡り中継地点。
61	油ヶ淵(碧南市、安城市)	ヘイケボタル生息地で、カモ類の越冬地としては、西三河で有数の規模。周辺水田の乾田化等が懸念される。
62	八ツ面山(西尾市)	鳥類、甲虫類の生息地として知られている。
63	西尾いきものふれあいの里(西尾市)	多種多様な生物の生息環境が見られる。
64	四極山(西尾市)	鳥類の渡りコース。
65	とよおか湖(蒲郡調整池)(蒲郡市)	オニヤンマ、アサギマダラ、チョウ類、鳥類の生息場。
66	さからの森(蒲郡市)	多目的保安林であり、照葉樹林、ヒメハルゼミ、昆虫類、鳥類の生息場。
67	天使の森(岡崎市)	ドングリから育てた在来種の植樹活動を実施。
68	蘭苜溪谷(岡崎市)	湧水に多様な生物が生息生育している。タカの渡り経路、自然観察の場。
69	千万町町のミツマタ群生地(岡崎市)	ミツマタを中心に、特異な植物の生育地。
70	弘法山(知立市)	里山ビオトープづくりの活動の場。
71	香嵐溪(豊田市)	優れた溪流景観であり、ササユリやカタクリ等の植物の生育地でもある。
72	三国山～茶白山(岐阜県土岐市～豊根村)	高山系鳥類の生息地。
73	奥矢作湖周辺(豊田市)	深山系鳥類の生息地。
74	佐布里池(知多市)	知多半島で有数のカモ類の越冬地。
75	東浦自然環境学習の森(東浦町)	里山や竹林の整備、ビオトープづくりなどの保全活動を実施。
76	鶺鴒の山(美浜町)	カワウの繁殖地として、国指定の天然記念物となっている。
77	東京大学犬山研究林(犬山市)	東海丘陵要素植物群の生育地。外来生物のアライグマが生息する。
78	入鹿池周辺部(犬山市)	里山風景が残り、カタクリが生育し、ギフチョウが生息する。
79	あいち海上の森センター(瀬戸市)	愛・地球博の会場であり、豊かな森林と農地、水辺地等があり、様々な野生生物が生息し、生育する。
80	愛・地球博記念公園(モリコロパーク)(長久手市)	愛・地球博の主要会場であり、ホトケドジョウ、カワバタモロコ、イシガイ、フモトミズナラ等がみられ、自然も豊か。

No	地名・場所等	概況
81	金城学院大学(名古屋市守山区)	ヒメボタル、ミナミメダカが見られる。
82	小幡緑地(名古屋市守山区)	マメナシ群落等、湿地性の植物群が見られる。
83	長久手市岩作三ヶ峯(長久手市)	愛知県県立芸術大学及び愛知県農業総合試験場の裏山にある湿地で、東海丘陵の植物が見られる。
84	国営木曽三川公園 138タワーパーク周辺(一宮市)	ホンドキツネ、カワラケツメイが見られる。
85	一宮の島畑(一宮市)	開墾の際、掘り下げた残土を水田の中に積み上げたもので、畑として利用された。現在確認できるのは、全国でも珍しい。
86	祖父江の水田(稲沢市)	ミナミメダカなどが見られる。
87	名古屋城外堀・名古屋城内(名古屋市中区)	ヒメボタルの生息地。
88	当知町地先のヨシ原(名古屋市中川区)	干拓新田づくり、ヨシ原復活の試みを実施している。
89	蟹江の島畑(蟹江町)	開墾の際掘り下げた残土を水田の中に積み上げたもので、畑として利用された。現在確認できるのは全国でも珍しい。
90	戸田川水系	カワバタモロコ生息地。外来種のカラドジョウが生息。
91	木曽三川地先	稚鮎やシラスウナギが集まることが知られており、稚魚の揺籃場所として重要。
92	小鈴谷護岸(常滑市)	海岸の山地と海が近接しており、アマモや二枚貝、巻貝が豊富。海苔粗朶による養殖がおこなわれている。
93	尾張富士周辺の湿地(犬山市)	サクラバハノキ、ミカワバイケイソウの自生地。
94	犬山里山学センター(犬山市)	展示、体験を通して里山に触れ、人と自然の関係を見直す場。犬山の里山景観が残る。
95	犬山市新郷瀬川上流域(犬山市)	貴重な草地植生(カワラナデシコ、キキョウ、スズサイコ、オミナエシ等)が見られる他、ヒクイナの生息地でもある。
96	大高緑地(名古屋市緑区)	都市近郊のまとまった緑地。ヒメボタル等多様な生物が生息するほか、竹林管理等の保全活動も盛んに行われている。
97	稲永ふ頭周辺(名古屋市港区)	大都市近郊ながら、コアジサシ繁殖地となっている。
98	東名阪自動車道蟹江インターチェンジ(蟹江町)	サギのコロニー(チュウサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ)が見られる。コロニーの保全活動が実施されている。
99	弥富市木曾岬町(弥富市)	チュウヒ繁殖地。繁殖地保全のため、ヨシ帯、干拓地、草地の保全が課題。
100	南知多町聖崎(南知多町)	ウミウシ類、アカテガニ、ウミホタル、クサフグなど、海洋生物の産卵地。
101	高座新池(春日井市)	アサザ、ヒシ、トンボ類、カモ類の生息地。一方、ブラックバスが多いことが問題。
102	みろくの森(弥勒山)(春日井市)	一帯は県有林で、多様な植物が生育しており、利用者も多い。個人及び団体による人工林の管理が行われている。
103	定光寺廃線跡(春日井市)	ニホンカモシカ、タヌキ、ホンドキツネ等、野生生物が豊富。川沿いなどに湿生植物が生育。アライグマやイノシシの増加が問題。
104	才井戸流(名古屋市守山区)	湧水がみられ、スナヤツメの生息地となっている。キクガシラコウモリなどの多様な生物が生息する。
105	東谷山(名古屋市守山区)	名古屋市で一番標高が高いエリアであり、良好な里山となっている。カモシカの生息が確認されている一方で、イノシシやシカの獣害が目立つ。
106	岩屋堂(瀬戸市)	河川や山林の自然が楽しめる公園となっている。
107	瀬戸市凧山の湧水地(瀬戸市)	カエル類などの水生生物がよく見られる。湿地や池の保全のために、竹林伐採などが実施されている。イノシシが多い。
108	八竜湿地(名古屋市守山区)	雑木林に囲まれた湿地で、ほとんどの区域が特別緑地保全地区に指定されている。地域の人たちが保全に取り組んできた。
109	海上の森(瀬戸市)	樹林、湿地、小河川など多様な自然が残る。水域の連続性確保が必要。赤津川のダム(堰)は歴史的価値がある。
110	馬ヶ城ダム上流(貯水池)(瀬戸市)	森に囲まれたダム湖。
111	庄内川河川敷水防センター(清州市)	都市近郊の緑地であり、水辺の散策路を散策して、河川敷に広がる豊かな自然に触れられる。
112	相生山緑地(名古屋市天白区)	都心部に残された緑地で、ヒメボタルが生息するほか、多様な生物が見られる。
113	笠寺観音周辺の池(名古屋市南区)	カメ池再生の取組として、アカミミガメを駆除している。
114	長久手の湿地群(長久手市)	トウカイコモウセンゴケ、ハリリンドウ、シラタマホシクサが生育する。
115	西高森山(春日井市)	ギフチョウの生息がみられ、保全活動を継続中。
116	細野町北部の樹林(春日井市)	ギフチョウの生息がみられ、保全活動を継続中。
117	潮見坂平和公園内の池(春日井市)	アオサギのコロニーが見られる。ホンドキツネが生息する。

地域ワークショップの結果

実施回	参加者等	主な環境・場所等	課題など
第1回 東三河	参加者 21名 あがった場所 延べ83	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜や干潟、海域 ・伊良湖岬 ・鳥類の渡りコース ・豊川、その他河川 ・蛇紋岩地・石灰岩地等の特殊な地質、地形 ・里山～奥山の自然、原生林やダム湖等 ・湿地(葦毛湿原、長ノ山湿原)やため池 ・公園(豊橋公園、岩崎公園等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林の手入れ不足 ・遷移の進行 ・ニホンジカ、イノシシの増加 ・保全活動の課題(高齢化、予算等) ・豊川流域の繋がりの大切さ、上下流住民の交流などを発展させた保全活動等 ・身近な自然、公園の活用 ・地域の自然情報の発信、つながりの大切さの周知等
第2回 知多・西三河	参加者 18名 あがった場所 延べ81	<ul style="list-style-type: none"> ・河口から沿岸の干潟、海岸 ・沿岸から低地の水田地帯 ・鳥類の渡りコース ・ため池や湿地、点在するため池・湿地群 ・矢作川と支川、境川など ・里山～奥山の自然、源流域、原生林やダム湖等 ・佐久島の自然 ・公園(岡崎中央総合公園等) ・知多のグリーンベルト 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物や獣害の増加 ・山林の手入れ不足 ・竹林の拡大 ・利用者のオーバーユース ・低地から丘陵地にかけては宅地化が進みやすいエリア ・水田の乾田化、担い手不足による耕作放棄等 ・渡りコースをはじめとする生態系ネットワークの重要性、周知の必要 ・公園を活かした拠点づくり等
第3回 尾張	参加者 23名 あがった場所 延べ101	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然 ・ため池や湿地群 ・小幡緑地、東山公園、相生山、大高緑地等の市街地に点在する緑地 ・名古屋城の自然 ・平野部のカエル類や鳥類 ・庄内川、矢田川の自然、流域・水域のつながり ・庄内川河口の干潟 ・堀川、山崎川など人工的な河川の自然 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地やメガソーラー等の開発事業 ・山林の手入れ不足 ・二次林の遷移 ・竹林の拡大 ・河川等の護岸化 ・陶土採掘場からの土砂流下 ・湿地集水域の保全 ・外来生物の増加 ・河川の繋がり、水域の生態系ネットワークの確保 ・公園緑地などの生態系ネットワークの確保 ・川などの自然との触れあい機会の創出、自然を伝える周知等

6 生物多様性2020あいち・なごや宣言

2020年1月、愛知県と名古屋市は、「あいち・なごや生物多様性EXPO」において分科会、パネルディスカッションを行い、参加者の総意となる「生物多様性2020あいち・なごや宣言」を採択しました。

生物多様性2020あいち・なごや宣言

2010年、あいち・なごやで開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、遺伝子資源の利用に関する枠組みを定めた「名古屋議定書」と、2050年の「自然と共生する世界」実現に向け、2020年までに緊急かつ効果的な行動を推進する「愛知目標」の採択という歴史的な成果を生み出しました。

あいち・なごやは、人口750万人を抱え、日本一の産業集積を誇る大都市圏である一方で、森里川海の多様で豊かな自然が存在する地域特性を踏まえて、県では「生態系ネットワークの形成」と「あいちミティゲーション」を両輪に人と自然との共生を目指す「あいち方式」を推進し、また、名古屋市では身近な自然の保全・再生を進める市民協働の拠点として「なごや生物多様性センター」を設立するなど、愛知目標の達成に貢献するため、様々な取組を進めてきました。

【生物多様性の現状把握】

「愛知目標」の重要な柱である生物多様性保全のためには、まず生物多様性の現状を把握する必要があります。あいち・なごやでは、研究者、住民、行政の連携によって多くの生物の生息・生育状況が明らかになり、土地利用の変化や外来種の圧力などにより、在来種が圧迫されている状況も判明しました。その成果は、県、名古屋市共に2回にわたるレッドデータブック・レッドリスト改訂の形でまとめられ、さらに全国に先駆けて、グリーンデータブックあいち(全種リスト+指標種情報集)・ブルーデータブックあいち(外来種情報集)も公表されました。

しかしながら、生物多様性にはまだまだ未解明の部分が多く、保全の試みが新たな課題を引き起こすこともあります。生物多様性保全のためには、何よりも生物多様性に関する検証可能な情報の蓄積と調査研究が必要です。

【生態系の保全・再生】

あいち・なごやでは、都市部に残された貴重な干潟や里山等の生態系を住民や地域団体・NPO等が中心的な役割を担い保全・再生する取組が進んだほか、都市や工場・事業所、農林水産業の場での生態系の保全や配慮が進みつつあります。また、開発(工事)時の生態系配慮に関する新たなノウハウも生まれています。しかしながら、市街地の拡大や、都市内緑地の減少、里地・里山の手入れ不足、外来種の生息拡大など、生態系への圧力はなお大きい現状にあります。

生態系の保全・再生は、「自然と共生する世界」の実現の鍵となるものであることから、今後、より一層、生態系保全の取組や様々な社会・経済活動への導入を拡大していくことが必要です。

【生態系サービスの持続可能な利用】

生態系サービス(自然がもたらす恩恵)は、食べ物など生活に必要な物だけでなく、文化的・精神的なもの、気候の調整や災害の軽減など、幅広いものであり、私たちにとって生存の基盤をなす不可欠なものです。

COP10以降、あいち・なごやでは、都市内で自然の恵みを感じられるまちづくりや県産木材の利用拡大、有機農業や漁場環境の整備など、生態系サービスの価値とその持続可能な利用に着目した様々な取組が広がっています。また、名古屋市がフェアトレードタウンに認定され、まちぐるみで活動を展開するなど、消費者の意識に働きかける取組も広がっています。

将来にわたって自然の恩恵を共有し続けるため、こうした取組を一層拡大していくとともに、私たち一人ひとりが生態系サービスの価値を高める行動を実施していくことが重要です。

【多様な主体の連携】

あいち・なごやでは、以前から、「なごや環境大学」や「環境パートナーシップ・クラブ(EPOC)」、「藤前干潟協議会」など、自然の保全と活用さらには環境全般に関する協働のプラットフォームが活発に活動してきました。COP10以降は、県内9地域の「生態系ネットワーク協議会」や「なごや生物多様性保全活動協議会」、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」といった、生物多様性に着目した新たな連携のプラットフォームが構築され、生物多様性に関する活動の輪は大きく拡大しました。

こうした基盤のうえに、企業やユースが中心になって地域を巻き込む取組など、各地域で様々な連携が進み、生物多様性の解明や生態系の保全・再生、生態系サービスの持続可能な利用、次代の担い手育成などに効果を上げています。

「自然と共生する世界」を実現し、未来の世代に引き継いでいくためには、今後、地域・世代・分野を越えた連携をさらに進め、社会変革にもつながるシナジー(相乗効果)を生み出していくことが重要です。

COP10以降、あいち・なごやでは、住民、NPO、企業、研究・教育機関、行政等が様々な取組を行い、多くの成果を挙げました。

また世界では、2015年9月の国連サミットで「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択され、その基礎となる生物多様性の重要性への認識が高まっています。しかし、一方で、2019年5月に発表された世界の生物多様性に関する政府間組織(IPBES)の報告書は、直ちに、幅広い分野における変革的な行動を世界規模で実施しなければ、「自然と共生する世界」を実現することはできないと警告しています。

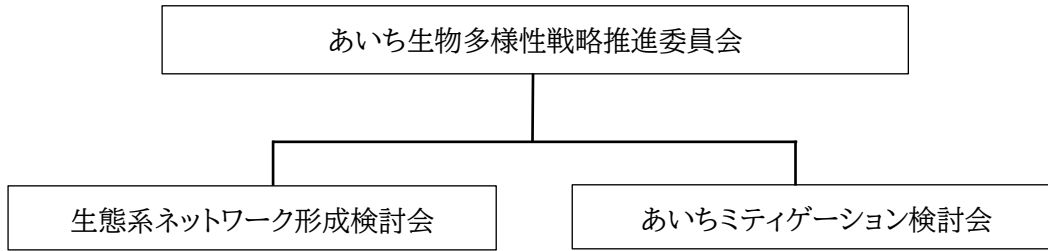
私たちは、様々な立場の人々が一堂に会したこの「あいち・なごや生物多様性EXPO」を新たな出発点として、広い視野を持って連携の輪を広げ、「自然と共生する世界」の実現に向けて、一人ひとりが行動していくことをここに宣言します。

2020年1月12日

「あいち・なごや生物多様性EXPO」参加者一同

7 策定の経緯

(1) あいち生物多様性戦略推進委員会



あいち生物多様性戦略推進委員会委員

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属
香坂 玲	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
○大東 憲二	大同大学情報学部 教授
◎武田 穰	静岡大学研究戦略部 特任教授
田中 章	東京都市大学環境学部 教授
辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授
夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
福井 弘道	中部大学中部高等学術研究所 所長・教授
○福田 秀志	日本福祉大学 副学長、健康科学部 教授
増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科社会工学専攻 教授
斉藤 祐子	インタープリターズ・ユニット 森あそび本舗 代表
道家 哲平	国際自然保護連合日本委員会 事務局長
山口 剛史	一般社団法人中部経済連合会 防災・環境部長
佐藤 綱洋	名古屋商工会議所 理事・産業振興部長
柳原 賢一	環境パートナーシップ・CLUB自然共生社会分科会
稲葉 恭正	農林水産省東海農政局 生産部長
林 正道	国土交通省中部地方整備局 企画部長
坂口 隆	環境省中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
鳥羽 義人	名古屋市環境局 環境企画部長

所属・役職等は2021年2月現在(敬称略)

生態系ネットワーク形成検討会委員

◎会長 ○副会長

氏名	区分	所属
坂口 隆	委員	環境省中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
◎大東 憲二	委員	大同大学情報学部 教授
武田 穰	委員	静岡大学研究戦略部 特任教授
○夏原 由博	委員	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
梶野 保光	専門委員	東三河自然観察会 理事
片山 幸士	専門委員	学校法人穂の香学園 常務理事
功刀 由紀子	専門委員	愛知大学 名誉教授
後藤 尚弘	専門委員	東洋大学情報連携学部 教授
鈴木 元弘	専門委員	特定非営利活動法人日本ビオトープ協会 副会長
中川 弥智子	専門委員	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
橋本 啓史	専門委員	名城大学農学部 准教授
長谷川 明子	専門委員	ビオトープ・ネットワーク中部 会長
林 進	専門委員	特定非営利活動法人犬山里山学研究所 理事長
吉田 耕治	専門委員	金城学院大学薬学部 准教授

所属・役職等は2021年2月現在(敬称略)

あいちミティゲーション検討会委員

◎会長 ○副会長

氏名	区分	所属
◎田中 章	委員	東京都市大学環境学部 教授
○増田 理子	委員	名古屋工業大学大学院工学研究科社会工学専攻 教授
柳原 賢一	委員	環境パートナーシップ・CLUB 自然共生社会分科会
竹谷 裕之	専門委員	特定非営利活動法人グラウンドワーク東海 理事長
中山 恵子	専門委員	中京大学経済学部 教授
長谷川 泰洋	専門委員	名古屋産業大学現代ビジネス学部 講師
南 基泰	専門委員	中部大学応用生物学部環境生物科学科 教授

所属・役職等は2021年2月現在(敬称略)

(2)策定の経緯

年度	開催日	名称	内容
2019	1月25日	地域ワークショップ(東三河)	ワークショップの実施 テーマ:地域の「伝えたい・残したい自然」、どのように伝え、残していくのか
	2月1日	地域ワークショップ(知多・西三河)	
	2月2日	地域ワークショップ(尾張)	
	3月24日	あいちミティゲーション検討会	あいちミティゲーションの今後の方向性について
		あいち生物多様性戦略推進委員会	改定に向けた基礎調査、考え方の整理
3月25日	生態系ネットワーク形成検討会	生態系ネットワーク形成の方向性について	
2020	7月1日～7月20日	県政世論調査	自然・生きものについて、生物多様性の認知状況等について
	7月30日	あいち生物多様性戦略庁内連絡会議	新戦略の素案について
	9月18日	生態系ネットワーク形成検討会	新戦略の素案について
		あいちミティゲーション検討会	新戦略の素案について
	10月27日	あいち生物多様性戦略推進委員会	新戦略の素案について
	11月13日	あいち生物多様性戦略庁内連絡会議	パブリックコメント案について
	12月1日～1月4日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
	1月28日	あいち生物多様性戦略推進委員会	新戦略の案について
	2月15日	あいち生物多様性戦略策定・公表	—

あ行

■愛知県環境基本計画

愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、県の環境分野の政策の方向性を示すもの。1997年に最初の計画を策定し、概ね6年ごとに改定を行い、2021年2月に現行計画である第5次計画を策定した。

■愛知県環境基本条例

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例で、1995年4月に施行された。

■愛知目標

2010年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された決議の一つで、世界各国が連携して取り組む目標。2020年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるための行動を起こすことを掲げ、陸域の17パーセント、海域の10パーセントを保護地域に設定するなど20の個別目標を採択した。

■あいち森と緑づくり事業

2009年4月から導入した、「あいち森と緑づくり税」を活用して、手入れが行き届かない人工林の間伐や、放置された里山林の整備・保全、都市部における貴重な緑地の保全・創出、県民参加による森や緑の保全活動や環境学習などの取組を推進する事業。

■赤潮

プランクトンの異常増殖により海や川、運河、湖沼などが変色する現象。原因となるプランクトンの色素によって、オレンジ色、赤色、茶褐色などを呈する。

■アナフィラキシーショック

アレルギーなどが体内に入ることによって、過敏なアレルギー反応が出ることをアナフィラキシーという。その中でも、血圧低下や意識レベルの低下、失神を伴うなど、重症の場合をアナフィラキシーショックと呼び、命を落とすこともある。

■ESG 投資

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。

■域外代償(域外保全)

生息域外保全のこと。絶滅のおそれがある野生の動植物を、本来の生息地ではなく別の場所において保護し、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法。

■遺伝資源

生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の、または潜在的な価値を持つもの」と定義されている。生物だけでなく、生物が含まれる水や土壌などの環境サンプルも含まれる。

■遺伝的かく乱(攪乱)

長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

■エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるように配慮されている。

■エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

■エコトーン

生態学において、陸域と水域、森林と草原など、異なる環境が連続的に推移して接している場所。一般に、生物の多様性が高いことで知られる。

■エコファーマー

たい肥などを利用した土づくりや、化学肥料や農薬をできるだけ使わないなど、環境に優しい農業に取り組む計画を作成し、県知事の認定を受けている農業者。

■エシカル消費

障がいのある人の支援につながる商品やフェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品、被災地産品等の購入、地産地消、食品ロス削減など、貧困や飢餓、雇用、地域活性化、気候変動、資源など、様々な社会的課題や環境問題の解決につながる消費行動のこと。

か行

■外来種被害予防三原則

環境省は外来種による被害を予防するための3つの原則を次のように定めている。

1. 入れない: 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
2. 捨てない: 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)。
3. 拡げない: 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)。

■外来生物(外来種・移入種)

人為的に、もともと生息生育していた地域(自然分布域)の外へ移動させられたことにより、その自然分布域の外に生息生育する生物種。国内の移動でも、自然分布域外に導入されたものは国内外来生物などと呼ばれる。

■外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、2005年6月に施行。海外からの外来生物による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管または譲渡、輸入等を禁止するとともに、国等による防除措置等を定め、違反者には重い罰則もある。

■海食崖

波の浸食によってできた海岸のがけ。海崖(かいがい)。

■皆伐

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採する方法。

■化学農薬(節減対象農薬)

「化学農薬」は、化学的に合成された物質や天然物を有効成分とする農業用の薬剤のこと。

「節減対象農薬」は、「化学合成農薬から有機農産物JAS規格で使用可能な化学合成農薬を除外したもの」と定義されている。

■かく乱(攪乱)

生態系・群集・あるいは個体群の構造を乱し、資源・基質の利用可能量・物理環境を変えるような、顕著なイベントと定義される。植物の生育環境を大きく変え、空いた空間、つまり次世代の個体が移入し利用できるハビタット(生息場所)を生み出すことをかく乱と呼ぶ。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業。

■環境マネジメントシステム

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を設定して取り組む「環境マネジメント」のための、事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。

代表的なものとして、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。

■緩衝緑地

住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭などの公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止などを目的として設けられる緑地。

■間伐

森林(主に人工林)を健全に成長させるため、樹木の混み具合に応じて密度を調整するために伐採(間引き)する作業。

■汽水域

河口など、海水と淡水が混じりあっている水域。

■GAP手法

Good Agricultural Practiceの略で、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(プロセスチェック手法)。

■魚道

堰など魚の遡行が妨げられる箇所で、遡行を助けるための設ける工作物。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都会の人々が、農山漁村を訪れて休日を過ごしたり、農作業や特産物づくりの体験をしたり、その地域に伝わる文化などに触れたりして、自然の中で田舎ならではの貴重な体験をすることができる。受入側の農山漁村においても、地域の活性化等の効果が期待されている。

■グリーンデータブック

県が生態系ネットワーク形成の基礎資料とするため、県内に生息生育する動植物の全種リストを整理したもの。

■県立自然公園

自然公園法第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であって県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するもの。

■交雑

遺伝的に異なる系統・品種などの間で交配が行われること。

■洪水調整

たくさん雨が降った時に、水を一時的に土壌中やダムなどに貯め、下流へ流す水量を少なくすること。

■国定公園

自然の風景地を保護し、自然との触れあいを増進するため、自然公園法(1957年)に基づき環境大臣が指定する自然公園。自然環境を改変する各種

の行為が規制されており、また、自然との触れあいの場として各種の利用施設が整備される。許認可(行為許可等)をはじめとする管理は、県が行っている。

■国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

■コミュニティリバー推進事業

県では、「自分たちの近くの河川を自分たちの団体できれいにしたい。」という住民の要望に応えるため、2005年度より、県管理河川の草刈り作業の地域住民団体等への委託(通称/愛知コミュニティリバー推進事業)を実施している。

さ行

■在来種

その土地に由来から生息生育している動植物。

■里海

沿岸海域とそれに接する陸域で、陸域の里地・里山に対して使用されることが多い。

沿岸の浅海域は、生物多様性が豊かで、生物生産機能、環境浄化機能を有している。しかし、高度経済成長期以降の極端な富栄養化の進行と埋立などの地形改変は、それらの沿岸域が持つ機能の一部を喪失させるとともに漁獲量も減少させた。

■里地里山

人が自然に働きかけて形成される自然環境で、薪などのエネルギー源や建材、食料などを収穫し、同時にメダカやカエルなど多様な生物が生息する環境である。近年は人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の衰退など生物多様性の劣化が進行している。

■GIS

様々な地理データを、衛星やコンピューターなどを利用して収集、分析、処理し、地図情報とその他の情報を統合的に活用するシステム。地理情報システム。地図情報システム。

■CSR活動

CSRとは、Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)という意味。一般的には、収益を求めめるだけでなく、環境活動、ボランティア、寄付活動など、企業としての社会貢献の活動をいう。

■自然環境保全条例

正式名称は「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」で、昭和48年施行された。愛知県の自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、現在及び将来の県民の健康で快適な生活

の確保に寄与することを目的としている。

■自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件からみてその自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定した地域のこと。

■自然環境保全法

1972年に制定された法律で、自然環境保全基礎調査の実施、自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全地域などについて定めている。

■自然観察指導員

公益財団法人日本自然保護協会が実施している制度で、地域に根ざした自然観察会を開き、自然を守るための仲間をつくるボランティアリーダーとして、所定の研修を受けた人が登録される。

■自然公園施設

自然に親しみながら利用し、保健、休養に資することなどを目的として、自然公園の公園計画に基づいて設置された施設。ビジターセンター、休憩所、展望施設などが含まれる。

■自然林

人が手を加えていない森林。日本の自然林には、暖温帯のシイ・カシ・タブ林などの常緑広葉樹林、冷温帯のブナ・ミズナラ林などの落葉広葉樹林などがある。

戦後の拡大造林などによって自然林は大幅に減少し、大規模な自然林は白神山地(世界遺産)のブナ林など、わずかに残されているのみである。

■指定希少野生動植物種

規制や事業の実施等により特に保護を図る必要があるとして県自然環境保全条例に基づき指定される種。

■ジビエ

キジ、ヤマウズラ、ノウサギ、シカ、イノシシなど、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉(フランス語:gibier)で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化である。

■指標種

特定の環境条件であることを指標する生物種。環境条件や環境汚染の程度を知る目安になる。

■蛇紋岩

外帯(中央構造線の南側)で中央構造線に沿って産出し、新都市内では竹ノ輪-吉川峠、福津峠-中宇利で観察できる。蛇紋岩に含まれるマグネシウムが植物の吸水能力を下げるため、植生の貧弱な山となっている場合が多い。

■重症熱性血小板減少症候群(SFTS)

主にSFTSウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染するダニ媒介感染症。2011年に中国において新しい感染症として流行していることが報告された。主な初期症状は発熱、全身倦怠感、消化器症状で、重症化し、死亡することもある。

■狩猟免許

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、狩猟を行う場合に必要となる免許のこと。猟法により4種類の区分があり、行おうとする猟法に応じた免許を取得する必要がある。

■植生

地球上のある場所に生育している植物の集団をいう。地形や気候等の環境要因や伐採、農耕等の人為的要因の影響を受ける一方で、植生がこれらの環境要因に影響を与えることもある。

■植生遷移

植物群落を構成する種や個体数が時間に伴い変化することで、一般的には植生が裸地から草地、森林へと移り変わっていく。

■針広混交林化

スギなどの針葉樹が中心となっている人工林において、広葉樹を植栽したり、自然に広葉樹が生育することを促し、針葉樹と広葉樹が混在する樹林を形成していくこと。

■人工林

苗木の植栽や播種、挿し木などにより人が更新させた森林。本県では、木材生産を目的としたスギとヒノキが代表的な樹種である。

■侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種という。沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなどが有名である。

■森林インストラクター

森林を利用する人に対し、森林や林業に関する知識を伝え、森林を案内するなどの指導を行うスペシャリスト。一般社団法人全国森林レクリエーション協会が実施する試験の合格者が登録される。

■水質汚濁物質

工場排水や下水処理場などからの排水に含まれる有機物や有害物質で、水質汚濁の原因となる物質のこと。

■生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

■生態系被害防止外来種リスト

日本国内で生態系や人、農林水産業に悪い影響を及ぼすおそれのある外来生物について、2015年に環境省・農林水産省が作成したリスト。

■生物多様性基本法

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、2008年6月から施行。生物多様性の保全と利用に関する基本原則や、生物多様性国家戦略の策定、地方自治体による地域戦略策定等を定めている。

■生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

2010年10月18日(月)～29日(金)の日程で名古屋市内で開催され、179の締約国、関連国際機関、NGO等から13,000人以上が参加した。遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択され、参加国からホスト国のとりまとめ努力に対して高い評価が示された。

■潜在自然植生

人間の影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立するであろう自然植生を理論的に類推したもの。

た行

■大規模行為届出制度

自然環境保全条例に基づき実施している制度。一定の面積以上の開発行為に対して、事業者へ届出等を義務付け、自然環境の保全と緑地の確保について事前に審査している。

■代償植生

様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生。自然植生の対語として使われる。

農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含む。人為的影響がなくなると徐々にその構成種が変化して自然植生に向けて遷移する。日本の現存植生のほとんどは代償植生である。

■第二種特定鳥獣管理計画

県知事が、鳥獣保護管理事業計画に基づいて鳥獣の種類ごとに策定する。策定により、環境大臣が定めた捕獲の禁止または制限を緩和することなどが可能となる。

■大量絶滅

ある時期に多種類の生物が同時に絶滅すること。大絶滅とも呼ばれる。過去の特に規模の大きな5回の絶滅イベントをまとめて、ビッグファイブと呼ぶことがある。

■多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来

有している生物の生息生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために河川を管理する手法。

■地域個体群

一定地域に生息生育する生物1種の集団。同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることがある(例:紀伊半島のツキノワグマ地域個体群)。

■地域森林計画

全国158の森林計画区で作成され、民有林について県知事が作成する。内容は林地の利用、木材を中心とする森林資源の利用、伐採や植林等の施策、国土の保全や環境保護など多岐にわたる。

■地産地消

「地域内生産・地域内消費」を略した言葉で、地域で生産したものをその地域で消費するということを基本とした活動。

■中央構造線

九州から四国、紀伊半島を通り、関東へと横断する長大な断層で、本県では渥美半島から新城市へとつながっている。中央構造線の両側には違う岩が並び、異なる地質の境界線になっている。

■中間湿原

低層湿原と高層湿原の中間の性質を持つ湿原。周囲の水位との高低差によって湿原を区分した場合、泥炭の堆積が進み、雨水のみによって涵養されている高層湿原と、地下水で涵養される低層湿原に分けられる。

■鳥獣保護管理法

正式名称を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」といい、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項が規定されている。県は、この法律に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して鳥獣保護管理事業計画を策定し、同計画に沿った各種事業を実施している。

■鳥獣保護区

鳥獣の保護を目的に設定される区域で、国指定鳥獣保護区と県指定鳥獣保護区の2種類がある。鳥獣保護区では狩猟が禁止される。特に重要な区域は特別保護地区に指定され、一定の開発行為が規制される。

■長伐期化

林業で行われる通常の伐採時期を引き延ばす手法。長期間生育させることで大径木となることから労働力の軽減や、大径木の木材販売により高収入が期待されるほか、森林のもつ公益的な機能が長期間に渡って安定的に維持される。

■デルタ平野

三角洲(さんかくす)ともいう。河口付近において、河川によって運ばれた土砂が堆積することにより形成された平野。

■天然記念物

文化財保護法では、「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なものとされており、文部科学大臣が指定する。県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

■東海丘陵要素植物

伊勢湾を取り囲む地域の丘陵・台地・段丘地帯の低湿地を中心として生育する植物。構成種はシデコブシ、ヘビノボラズ・マメナシ・ハナノキ・ヒトツバタゴ・ミカワシオガマ・シラタマホシクサ・ウンヌケなどで、限られた分布をし、植物地理学的に注目される。

■東海自然歩道

東京都八王子市の「明治の森高尾国定公園」から大阪府箕面市の「明治の森箕面国定公園」までの11都府県約90市町村にまたがる長距離自然歩道。県内では、静岡県から新城市へと入り、設楽町、豊田市、瀬戸市、春日井市、小牧市、犬山市へと抜けて岐阜県へと繋がる。

■特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。

■都市計画区域

都市計画法上の「都市」の範囲で、都市計画区域ごとに都市計画を定める。本県では、県全体に占める都市計画区域の面積比率は約68%で、人口の99%が住んでいる。

■特定植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査によって選定、調査された植物群落。(1)原生林またはそれに近い自然林、(2)稀な植物群落または個体群など、8項目の基準によって学術上重要な群落、保護を要する群落が選定された。

■鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症。なかでも、ニワトリに感染した場合に高率に死亡させるものを、高病原性鳥インフルエンザという。

鳥インフルエンザウイルスは、通常ヒトには感染しないが、感染した鳥に触れるなど濃厚接触をした場合には、きわめて稀に感染する。

■な行

■ナラ枯れ

ナラ類やシイ・カシ類などの樹幹にカシノナガキク

イムシが潜入し、ナラ菌を樹体に感染させ、菌が増殖することで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病。

本県では、2006年に初めて名古屋市で被害が確認された後、年々拡大し続け、2010年度は過去最大の41,400㎡の被害が確認された。2011年度以降は減少しており、2019年度の被害量は241立方メートルで、過去最大時の約0.6%の水準となっている。

■苦潮

貧酸素水塊を指し、水中の溶存酸素量が極めて少ない孤立した水塊のこと。閉鎖的な内湾である伊勢湾や三河湾、東京湾、大阪湾などで起こりやすい。

■二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。広義には、二次林が破壊されたあとに生じた二次林(三次林)も含めて用いられる。

は行

■ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランド現象という名称が付けられている。

■ビオトープ

生物の生息生育空間のこと。我が国では「人の手で作られた水辺」のイメージがあるが、本来の意味は水辺だけでなく樹林や草地などの様々な環境が含まれる。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も含まれる。

■干潟

干潮時に沿岸域に現われる、砂や泥がたまった場所。陸から流れ込む有機物を二枚貝(アサリなど)や底生生物(ゴカイなど)などが分解するため、水質浄化機能が高い。底生生物を餌とする魚類や水鳥などが数多く集まるため、藻場と同じように、多様な生きものが生育し、餌を食べる場となっている。

■豚熱

豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴である。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。

治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。

■ブルーデータブック

県が、県内で問題となっている外来生物について、県民の理解を深め、実際の対策に役立ててもらうために作成したもの。県内で生息生育する外来種のリストと主要種の詳細情報から構成される。

■保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣または県知事によって指定される森林。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。目的に合わせて17種の保安林がある。

ま行

■緑の基本計画

都市緑地法に基づき市町村が策定する都市公園の整備及び緑地の保全・緑化の総合的な計画。

■木質バイオマス

本来、木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の二酸化炭素を吸収し生長するため、化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、二酸化炭素発生量を減らすことができる。

最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

■藻場

沿岸域の海底で、様々な海草・海藻が群落を形成している場所を指す。主として種子植物であるアマモなどの海草により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻により形成されるガラモ場とがある。海水中の栄養分を吸収して水を浄化し、沿岸域の生物の生息の場となっている。

や行

■有害鳥獣

農林水産業などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある野生鳥獣。

■有機農業

農業や化学肥料を原則的に使用せず、家畜や農作物残さし由来するたい肥の施用等によって土づくりを行い、手作業や天敵の利用、機械除草等によって病害虫管理を行う農業生産方法。

■湧水湿地

粘土質の層と砂礫質の層が積み重なった場所で、水を浸透しにくい粘土層の上に形成された地下水脈が地表に湧出して土砂崩れを起こし、地表が剥がれた場所を湧水が涵養することにより形成された湿地。

ら行

■ラムサール条約

1971年2月2日にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。

■流入負荷

川には、様々な有機物や栄養物質が流れ込むが、流入する物質は水質にとっては負荷になるため、流入負荷という。

家庭や工場、事業所排水等は、排水地点や量を把握することができるため点源負荷という。市街地の舗装道路や田畑からの排水は、汚濁の排出点を特定できないため、面源負荷という。

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト（レッドリスト）の掲載種について、分布、生態、保全状況等の情報を記載した図書である。国際自然保護連合（IUCN）が1966年に初めて発行した。日本では1991年に環境庁（当時）が作成し、2000年からはその改訂版が発行されている。

本県では、2001年にレッドデータブックあいちを発行し、2020年には2度目の改訂版であるレッドデータブックあいち2020を発行した。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリについてとりまとめたリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

環境省では、1991年にレッドリストを公表し、最新版は2020年に公表された環境省レッドリスト2020である。

本県では、2001年度に愛知県版レッドリストを公表し、2020年には第4次リストとして、レッドリストあいち2020を公表した。

わ行

■ワンド

川の本流と繋がっているが、河川構造物などに囲まれて池のようになっている地形のこと。魚類などの水生生物にとって安定したすみかとなり、様々な植物が繁殖する場ともなっている。

あいち生物多様性戦略 2030
2021年2月

愛知県環境局環境政策部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(052)954-6475 (ダイヤルイン) FAX(052)963-3526

掲載した地図は、国土地理院の以下の地図を基に作成しています

- ・ 国土数値情報(行政区画、水域、自然保全地域、土地利用細分メッシュ)
- ・ 基盤地図情報(数値標高モデル10mメッシュ)